

第2次 志布志市教育振興基本計画

夢や希望を実現し未来を担う心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり

前期基本計画

2020-2024



志布志市教育委員会
令和2年3月

はじめに

今から約1,350年の昔、大隅の地、高浜の庄に住む人々の志の厚さに感動された天智天皇が命名したといわれる「志布志」。

海あくまで青く、山野には緑したたり、健やかな市民の声が木霊（こだま）するまちとして、教育委員会では「志を高める教育」を推進しております。

これまで、平成22年3月に第1次教育振興基本計画、平成27年3月に後期教育振興基本計画を策定し、計画を推進してまいりました。学校をはじめ、家庭や地域の皆様の御支援・御協力と市当局の財政援助等に深く感謝しているところです。

本市では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に基づき、平成27年4月から市長と教育委員会で構成される総合教育会議が設置され、平成30年2月には新たな教育委員会制度に移行いたしました。このことにより、教育行政において特に重要とされる教育の政治的中立と教育行政の安定性及び継続性を確保しつつ、市長と教育委員会とのさらなる連携が図られることとなりました。

平成30年4月には、本市初の小中一貫型小・中学校として伊崎田学園を開校し、小中学校の教職員が一体となり、連続性を保障した新しい教育への取組に臨んでおります。

我が国を取り巻く情勢は、急速な人口減少や少子高齢化の進行、情報通信技術の急速な発展、世界の国々を巻き込んだ競争のグローバル化等激しく変化しています。

これらの情勢の中、子どもたちには自ら人生を切り拓くとともに、多様な価値観を受け入れ、互いに理解し合いながら共に生きていくことが求められます。子ども自らが、自己肯定感・自己有用感をもち、自信をもって生きていくことができるよう、子どもの能力や可能性を引き出す教育の実現が急務となっています。

本市においては「きらり輝く三つのおしえ（煮しめ・つけあげ・にぎりめしのおしえ）」を基本理念に、学校で、家庭で、地域で、磨けば光る宝石の原石である子どもたちを育てていこうとしております。

そのような中、後期教育振興基本計画の最終年度を迎えるに当たり、これまでの成果と課題を検証するとともに、国・県の第3期計画の内容を参酌し、ここに令和2年度からの「第2次志布志市教育振興基本計画」を策定しました。

国際的な目標であるSDGs（持続可能な開発目標）において定められた17のゴールのうちのひとつである「質の高い教育をみんなに」を実践し、すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進するためにも、今後、教育委員会においては、この計画に基づき、学校、家庭、地域との連携を図りながら、「確かな学びと豊かな育ち」が志布志市で展開されていくよう計画の着実な推進に努めてまいります。

終わりに、この計画の策定に当たり貴重な御意見・御提言をいただきました「志布志市教育委員会外部評価委員会」委員や市民の皆様に深く感謝を申し上げます。

令和2年3月

志布志市教育委員会

ア	環境教育	33
イ	ボランティア教育・福祉教育・キャリア教育	34
ウ	国際理解教育	35
エ	消費者教育	36
オ	主権者教育	37
	【計画期間における数値目標】	38
Ⅲ	信頼され、地域とともにある学校づくりの推進	
(1)	開かれた学校づくり	39
(2)	学校運営の充実	40
(3)	市立幼稚園、小・中学校の在り方	41
(4)	へき地・小規模校教育の振興	42
(5)	教職員の資質向上	43
(6)	安全・安心な学校づくり	44
(7)	子育て世代の就学支援と「学びのセーフティネット」の充実	45
(8)	安全な学校給食の推進	46
	【計画期間における数値目標】	47
Ⅳ	地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進	
(1)	地域ぐるみでの子どもの育成	48
(2)	地域を支える次世代の人づくり	49
(3)	地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり	50
(4)	家庭の教育力の向上	51
	【計画期間における数値目標】	52
Ⅴ	生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興	
(1)	生涯学習環境の充実	53
(2)	生涯スポーツの推進	54
(3)	競技スポーツの推進	55
(4)	文化芸術活動の促進	56
(5)	地域文化の継承・発展	57
(6)	文化財の保存・活用	58
	【計画期間における数値目標】	59
第5章	重点プロジェクト	
1	教育環境の整備促進プロジェクト	60
2	学力向上対策プロジェクト	61
3	総合型地域スポーツクラブ創設プロジェクト	65
4	名勝志布志庭園整備プロジェクト	66
第6章	施策の総合的かつ計画的な推進のために	
1	教育行政の着実な推進	67
2	関係機関・関係課との連携・協力	67
3	県・国との連携・協力	67
4	新たに検討が必要となる事項への対応	67
5	計画の進行管理	67
附属資料		68

第1章 計画策定の趣旨及び基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

志布志市教育委員会は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、平成22年3月に「志布志市教育振興基本計画」（以下、第1次前期計画という。）を策定しました。

第1次前期計画では、10年後を見据えた教育の姿として、「あしたをひらく心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり」を基本目標に掲げ、①知・徳・体・食の調和がとれ、主体的に考えねばり強く行動する力を備え、生涯にわたって志を持って意欲的に自己実現を目指す人間、②郷土に誇りを持ち、社会・郷土の一員として、これからの社会づくり・まちづくりに貢献できる人間という2つの人間像の育成を目指して、5年間に取り組む施策を総合的・体系的に示し、取組を進めてきました。

平成27年3月には、第1次前期計画における取組の成果と課題を踏まえ、中長期的展望に立って引き続き本市の実情に応じた教育行政を推進するため、第1次後期計画を策定し、この計画に基づき、総合的かつ計画的に施策に取り組んできました。

この間、国においては、我が国における諸情勢の変化や東日本大震災からの教訓等を踏まえ、社会を生き抜く力の養成など5つの基本的方向性を定めた第3期の「教育振興基本計画（H30～R4年）」を、平成30年6月に策定しました。県においても、社会情勢の変化に対応するとともに、国の第3期計画の内容を参酌し、第3期「鹿児島県教育振興基本計画（H31～R5年度）」を平成31年2月に策定しました。

市教育委員会においては、このような国・県の動向や現在の子どもたちを取巻く諸情勢、また、第1次計画による取組の成果と課題を踏まえながら、中期的展望に立って引き続き本市の実情に応じた教育行政を推進するため、令和2年度から6年度までの5年間に取り組むべき施策などについて示した「第2次志布志市教育振興基本計画」を策定します。

2 計画の基本的な考え方

国・県の第3期計画が、10年間の前半5年間の計画として位置付けられたことを参酌し、本計画については、第2次志布志市総合振興計画を踏まえた上で、10年後を見据えた教育の姿とともに、前半5年間に取り組むべき施策を体系化した計画とします。

計画の対象とする分野は、学校教育、社会教育、スポーツ、文化財などの教育委員会所管事項に関することなどです。

【計画の期間と構成】 (年度)

H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第2次志布志市総合振興計画（基本構想10か年）												
前期基本計画（5か年）					後期基本計画（5か年）							
第1次計画			第2次志布志市教育振興基本計画									
後期計画			前期基本計画（5か年）					後期基本計画（5か年）				
第1次			志布志市スポーツ振興計画（5か年）					第3次				
志布志市子ども読書活動推進計画												
第2次			第3次推進計画（5か年）					第4次推進計画（5か年）				

第2章 本市教育を取り巻く環境

1 社会状況

(1) 人口減少や少子高齢化の進行

本市の人口は、長期的な出生数の減少及び市外への転出者の影響により、平成2年の約3万7千人から減少を続け、平成27年は約3万1千人となっています。今後、人口減少が続き、令和22年には、平成22年の約3割に当たる約1万7百人が減少し、約2万2千人になると予測されています。



中核国際港湾志布志港

本市の15歳未満の人口は、平成27年に約4千3百人で、市人口の13.7%を占めていますが、令和22年には、約1千4百人減少し、約2千9百人となり、市人口に占める割合も13.2%と予測されます。

一方、65歳以上の人口の市人口に占める割合は、平成27年に32.9%と高齢化が進んでおり、令和22年には、41.0%になることが予測されており、全国に比べ少子高齢化の影響は一段と大きいものになることが予測されます。

市人口の推移及び将来推計【志布志市】



資料：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（平成30年推計）

(2) 高度情報化の進展

2030年頃には、第4次産業革命とも言われる、IOT¹やビッグデータ、AI²等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0）³の到来が予想されています。研究・開発・商品化から普及までのスピードも加速化しているとの指摘もあり、次々に生み出される新しい知識やアイデアが組織や国の競争力を大きく左右していくことが想定されます。



また、我が国の2016年におけるスマートフォンの世帯保有率は7割を超え、社会生活に浸透してきており、誰でも手軽で迅速に双方向情報を受発信することができる「ソーシャルメディア」が社会生活の基盤となりつつある一方で、子どもたちがSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せず犯罪に加担したりしてしまうなど、子どもの安全が脅かされる事態も生じています。

さらに、あらゆる世代において、情報活用能力（情報リテラシー）を身に付けるとともに、他人のプライバシーや個人情報の安全保護などに関する情報モラルを育成することも必要となっています。

本市では、国の「IT新改革戦略」により小・中学校における教育用及び校務用のパソコン、校内LAN、電子黒板等を整備するなど学校におけるICT環境の整備を進め、全小中学校にタブレット端末を導入しました。

今後は、整備されたパソコン、インターネット等情報機器活用の推進やデジタル教科書などICTを活用した授業を推進し、児童生徒がICT機器に十分に触れ、情報活用能力の向上を図ります。



プログラミング教育

1 IOT：あらゆるものがインターネットを通じてつながることによって実現するサービス

2 AI：人工知能

3 Society5.0：日本が提唱する未来社会のコンセプト。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな未来社会として提唱している。

(3) 子どもの貧困など社会経済的課題

我が国の「子どもの貧困率」は、平成27年は13.9%となっています。

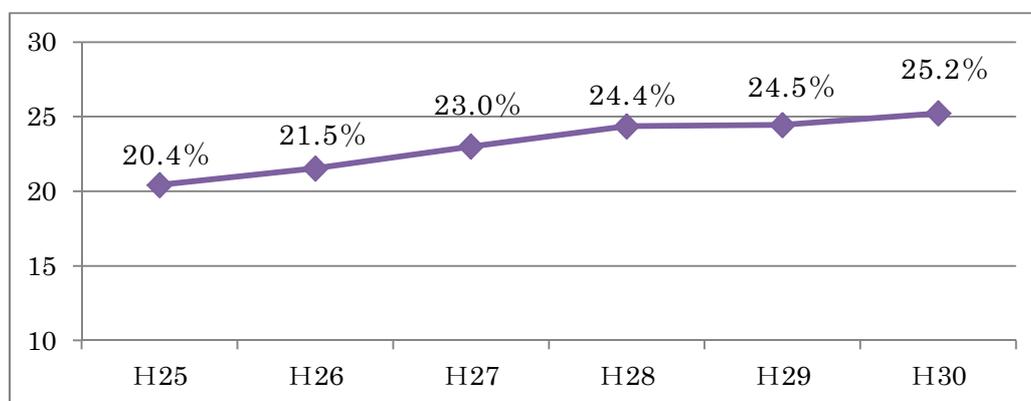
子どもの貧困は、相対的貧困率について改善が見られるものの、引き続き大きな課題となっています。

専門学校も含めた高等教育機関全体への進学率は約8割となっている中で、家庭の社会経済的背景（家庭の所得、保護者の学歴など）と子どもの学力や4年制大学への進学率には相関関係が見られることを指摘する研究もあります。

本市の小中学校の要保護及び準要保護児童生徒数の状況は、平成25年に20%であったものが、平成28年には24%、平成30年には25%と年々上昇しています。

子どもの貧困や格差問題に対して対策を講じなければ、2030年以降も貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が生じる可能性があります。

志布志市小中学校の要保護及び準要保護児童生徒数の割合



(4) 価値観やライフスタイルの多様化

人々の価値観が「物の豊かさ(経済的な豊かさ)」より「心の豊かさ(精神的な豊かさ)」を、「集団」より「個人」の個性を重視する傾向が高まるなど、多様化しています。こうした価値観の多様化や高齢化、女性の社会進出などにより、個人のライフスタイルも多様化しています。また、世代間の価値観の差の拡大や、核家族化の進行、人々の移動性・流動性の高まりなどを背景に、地縁や血縁といった伝統的なつながりが希薄化してきています。さらに、物質的に成熟した社会において、人々が個人の自由を求めると、地域の人と人とのつながりは弱まり、地域への帰属意識は低下するなど、地域社会の脆弱化が進行し、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立するという深刻な状況も生じています。

家庭の状況に目を向ければ、三世帯世帯の割合が低下し、一人親世帯の割合が上昇傾向にあります。子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要ですが、このような世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも、身近に相談できる相手がいなかったりといった家庭教育を行う上での課題も指摘されています。

持続可能な地域社会を形成するためには、子育て支援や高齢者支援などの身近な生活課題を地域で解決する取組も必要となっています。

(5) 地球規模での環境問題

世界規模での人口の増加、経済成長に伴う産業活動の拡大や生活水準の上昇は、エネルギー消費量の増大による地球温暖化、オゾン層の破壊、生態系の変化といった地球規模の環境問題を引き起こしています。

中でも、地球温暖化については、主に石油などの化石燃料の大量消費により排出された二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの影響とされていますが、今後も化石燃料に依存した社会が継続すると、21世紀末には、平均気温が1.1℃～6.4℃、平均海水面水位が18cm～59cm上昇するなどの予測も示されており、また、世界的な気候変動により、異常高温や集中豪雨といった異常気象の増加や生態系の変化が懸念されています。



学校での環境学習

温暖化に伴う気候変動の影響に対処するためには、温室効果ガスの排出抑制等だけではなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して適応できる社会の構築を進めることが重要です。

また、循環型社会¹の形成に向けて、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の在り方やライフスタイルを見直し、限られた資源を繰り返し使うことのできる物質循環の確保など、環境への負荷をできる限り低減する取組が求められています。

さらに、生物多様性²は、食料生産だけではなく自然災害の被害軽減、レクリエーションの場の提供といった様々なサービスや、食や文化に根ざした魅力ある地域づくりの基盤であり、そのような豊かな自然の恵みを将来にわたって享受することのできる自然共生型社会の実現が望まれます。

本市においては、平成30年3月に地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの排出量の削減目標や取組目標を定めています。

また、限りある資源を節約することも大切であり、私たちが日常的に使っている電気や車の燃料などの資源の使いすぎによる地球温暖化、環境汚染などの地球環境問題へ気づくことや自分たちの生活様式を見直し、子どもや孫の代に住みやすい地球を残すことが重要です。

本市は廃棄物焼却施設を設置せず、廃棄物を可能な限り再利用することに取り組んできました。その結果、本市のリサイクル率は74.8%に達し、13年連続で全国の市の中で日本一となっています³。一方、リサイクルできない物については最終処分場で埋立処分を行っているため、引き続きごみの減量化への取組は推し進めていかなければなりません。

学校においても、地球環境問題に対応するため、自然との共生、環境負荷の軽減や環境・エネルギー教育の更なる推進が求められています。

1 循環型社会：大量生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再利用や資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。

2 生物多様性：人間だけではなく、動物、植物、微生物などあらゆる命がさまざまにつながり合い、支えあうこと。

3 平成31年3月時点

2 本市の子どもたちを取り巻く現状と課題

(1) 児童生徒数の減少と小規模校教育の振興



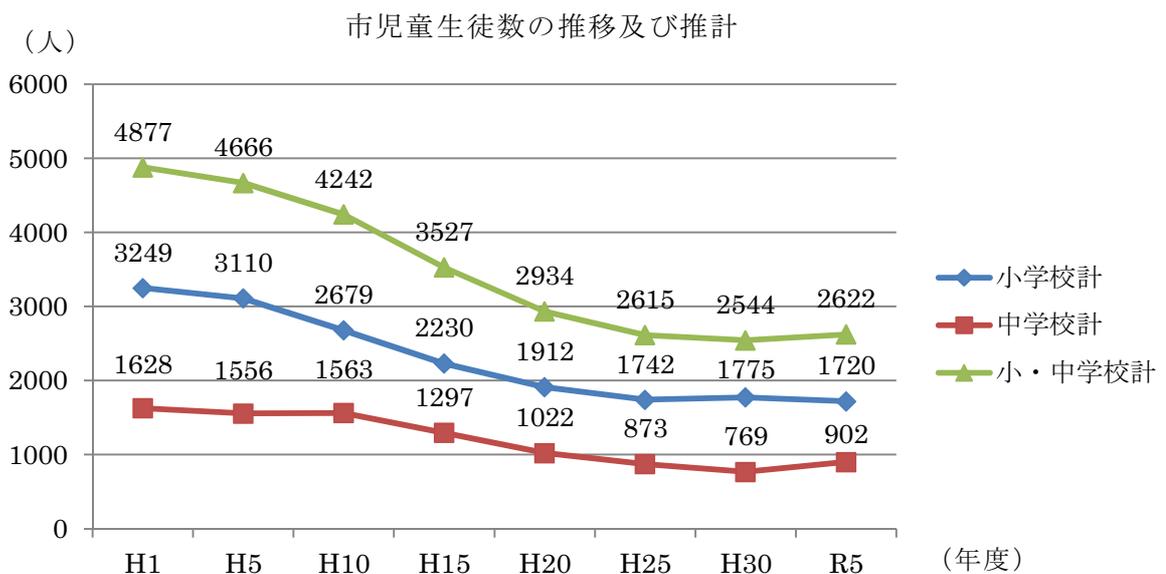
志布志中学校への通学バス

本市の平成31年4月現在の学校及び児童生徒数の状況は、小学校16校、児童数1,793人、中学校5校、生徒数793人となっており、年々減少傾向にあります。中でも農村部にある小・中学校においては児童生徒数の減少が著しく、平成23年4月には八野小学校が、平成27年4月には四浦小学校が閉校となりました。また、平成23年12月に策定した市学校再編基本計画に基づき、田之浦中学校及び出水中学校を平成26年4月に志布志中学校へ編入統合しました。

一学校当たりの学級数は、国において12学級以上18学級以下を基準とする旨の規定がありますが、本市の公立小・中学校21校中(小学校16校・中学校5校)、この基準を満たしているのは、小学校2校、中学校1校であり、小規模の学校が多いのが現状です。

小規模校では、一人一人の状況が把握しやすく、きめ細やかな指導ができるなどの利点があるものの、社会性の涵養、多様な考えに触れる機会が少ない、クラス替えができない、切磋琢磨する教育活動ができない、教職員配置等教育環境の整備が不十分な点もあるとの指摘もなされています。

一方で、過疎化・少子高齢化が進行する本市にあつては、学校が地域のコミュニティの核として、防災や地域交流の場など多様な機能も併せ持つ面も見られることから、今後は、へき地・小規模校教育の振興をどのように図っていくかが大きな課題です。



資料：学校基本調査

(2) 学力の実態

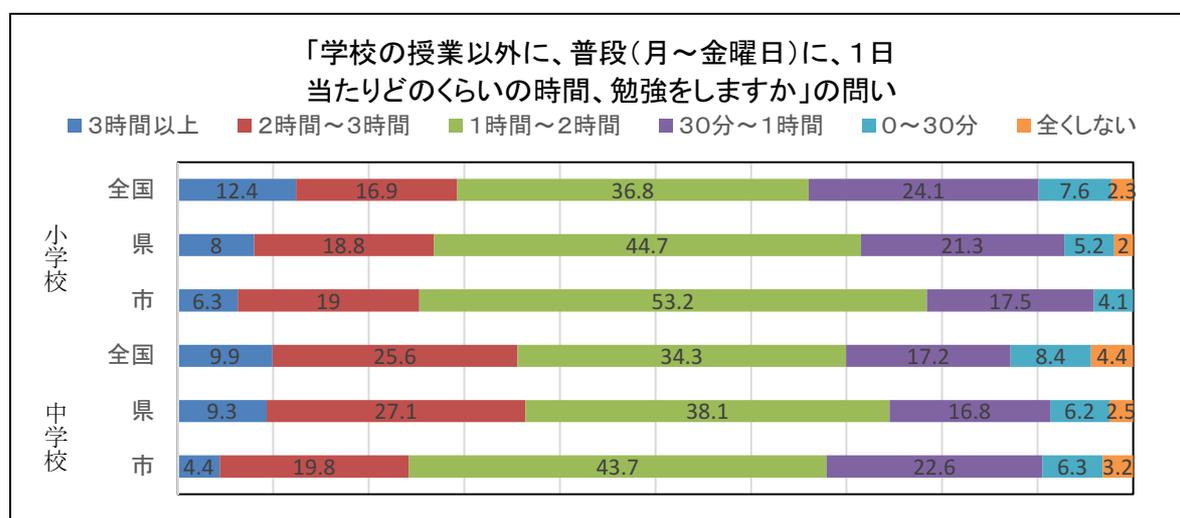
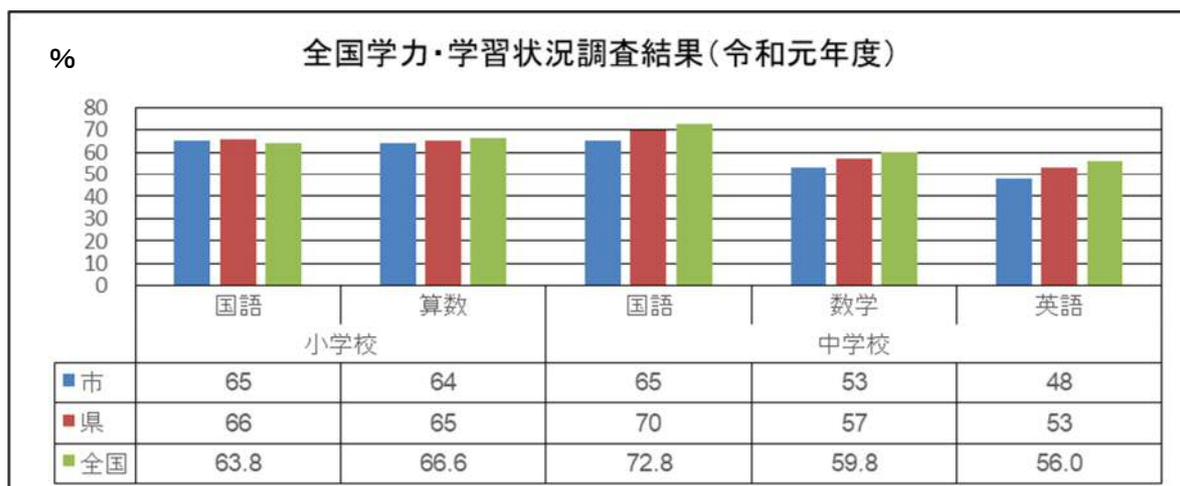
本市の公立小中学生の学力については、令和元年に実施された全国学力・学習状況調査において、小学校6年生の国語で全国平均を上回り、算数はあと少しで全国平均に並ぶ結果となっています。中学校3年生の国語、数学は、全国・県の平均を下回っていますが、平成30年度に比べその差を縮めており、取組の成果が見られます。

平成31年の調査から主として知識に関する内容と主として活用に関する内容が一体となった問題が出題されましたが、小・中学校ともに、自分の考えに理由を添えて記述したり説明したりする問題は、正答率が低い傾向にあります。

今後も、基礎的な知識や技能の確実な定着を図ることはもとより、知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力や判断力、表現力等を習得させるための授業改善を図っていく必要があります。

また、基礎学力の定着を図るためには家庭での学習が不可欠なことから、小学校60分、中学校90分を目安として一定の学習時間を確保する「家庭学習60・90運動」を展開していますが、全国学力・学習状況調査の結果では、月曜日から金曜日までの一日当たりの学校の授業以外での学習時間について、小学生で1時間未満と回答した割合が21.6%、中学生で1時間未満と回答した割合が32.1%となっており、中学生の学習時間の確保が課題となっています。

児童生徒の学習意欲を高めながら、学校と家庭が連携して学力の向上に努めていく必要があります。

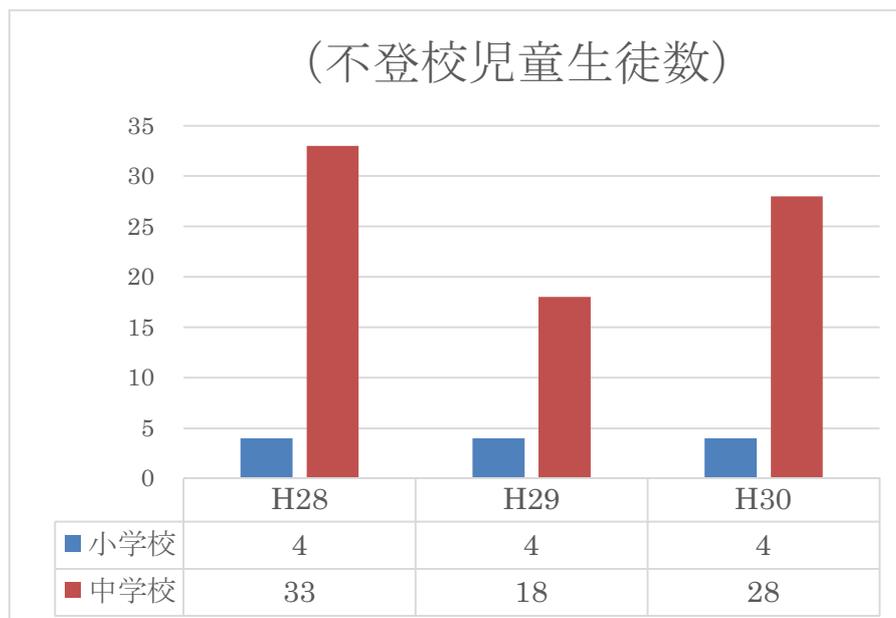


(3) いじめ、不登校の状況

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における本市公立学校におけるいじめの件数は、平成28年度が42件、平成29年度が16件、平成30年度が261件です。調査方法が変更され、軽微ないじめも積極的に認知し、解消を図るようになり、認知件数が急激に増加しました。また、不登校児童生徒数は、過去3年間22人～37人を記録していますが、少しずつ減少してきました。一つひとつのいじめ、不登校等の児童生徒の問題行動の現状は、依然として憂慮すべき状況です。

いじめについては、人権に関わる重大な問題ととらえ、今後とも全ての学校が、学校いじめ防止基本方針を基に家庭や地域との積極的な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。また、携帯電話やパソコンを用いた「ネットいじめ」が発生しており、情報モラルの教育を徹底するなどの対応が必要です。

不登校について、平成30年度の本市中学校における不登校生徒の出現率(3.65%)は、県(3.38%)や全国(3.65%)の出現率とほぼ同様であり、憂慮すべき状況です。不登校の児童生徒の不安や悩みに適切に対応できるよう相談体制の充実を図るとともに、学校への復帰に向けて、家庭での過ごし方も含め、一人一人の状況に応じた個別の支援計画をもとに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の相談員を活用しながら、家庭、関係機関と連携し、継続的に対応する必要があります。



(4) 規範意識

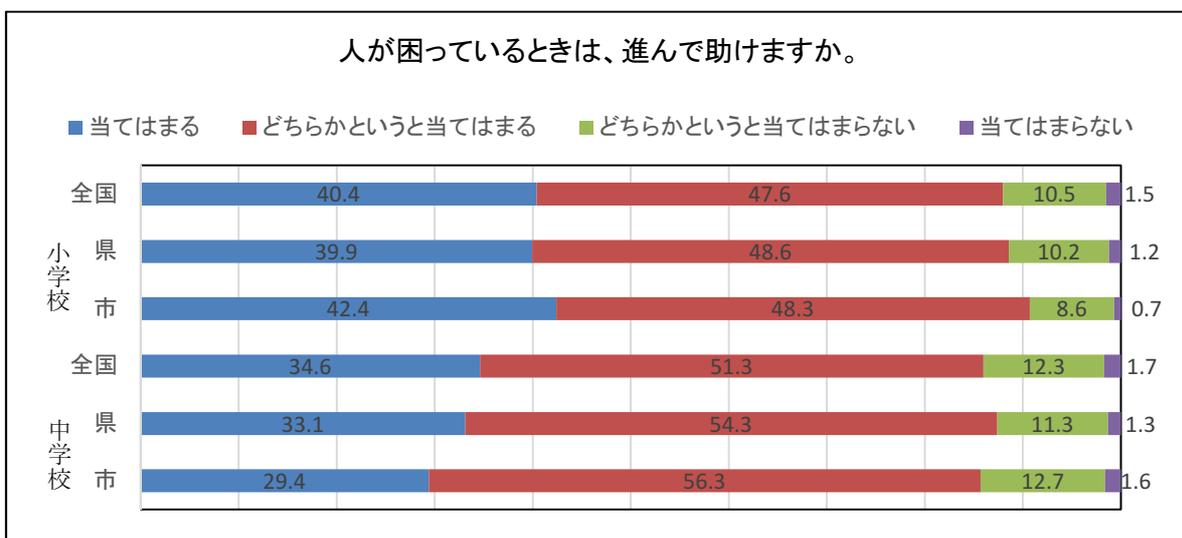
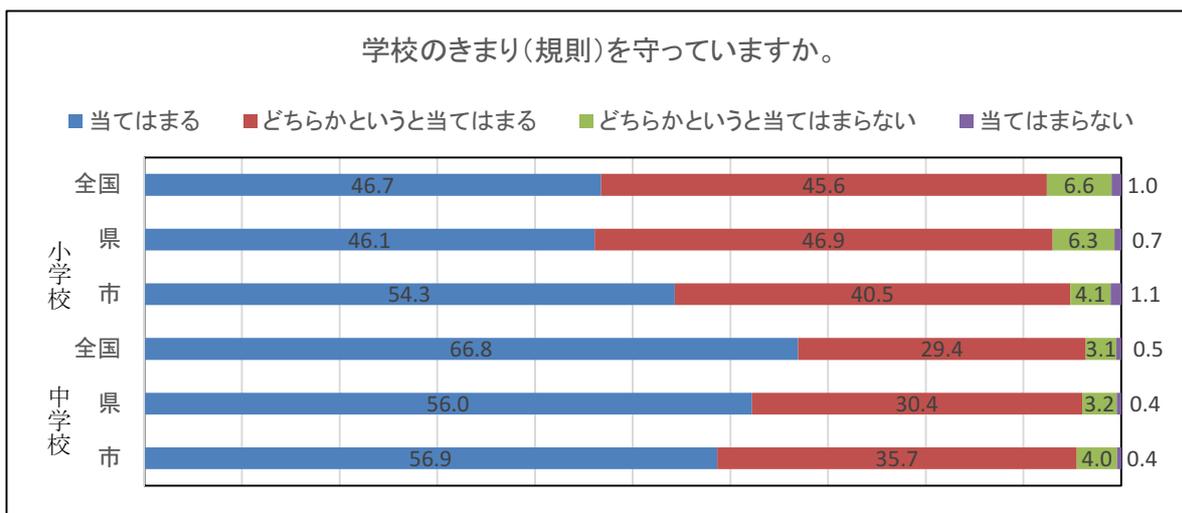
近年の核家族化、少子化、家族形態の変化や地域のつながりの希薄化に伴い、本来、子どもが身に付けるべき礼儀や規範意識、社会的マナーが十分備わっていないなど、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。

家庭は、全ての教育の原点であり、幼児期からの親と子の愛情を基盤とした日常的な営みの中から、命の大切さや基本的な生活習慣、他人への思いやりや善悪の判断等の倫理観を身に付ける上で重要な役割を担うものです。

教育基本法においては「個人の尊厳を重んじるべきこと」のほか「公共の精神」や「伝統と文化の尊重」などが教育の目標とされ、学校教育法においても、公共の精神や規範意識、我が国や郷土を愛する態度等を養うことが明記されています。

令和元年度の全国学力・学習状況調査結果では「学校のきまり・規則を守っている。」と回答した本市児童生徒が、小学校で94.8%、中学校で92.6%となっています。また、「人が困っているときは、進んで助けている。」と回答した本市児童生徒が、小学校で90.7%、中学校で85.7%となっています。

今後も、子どもたちが思いやりの心を持ち、豊かな人間性を備えるために、全教育活動を通して、規範意識の涵養を図るとともに、地域ぐるみによる家庭の教育力向上の取組が一層推進されるよう社会的気運を醸成していくことが必要です。



(5) 基本的な生活習慣

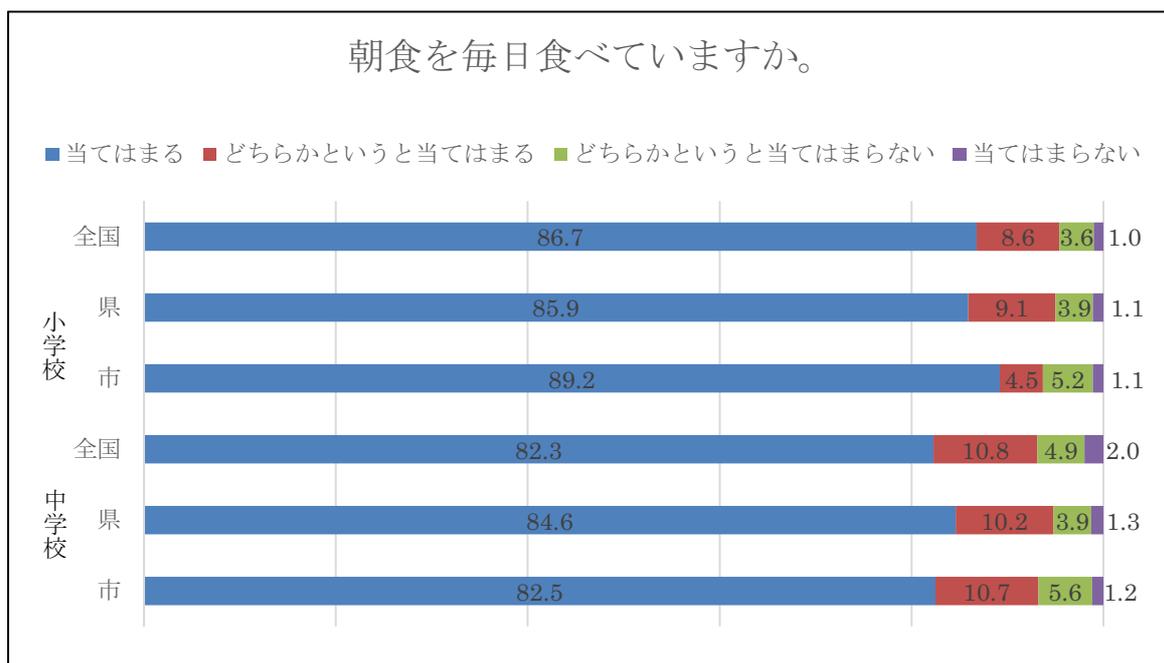
子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動や調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切ですが、このような基本的な生活習慣が十分身に付いていないなどの指摘がなされています。

令和元年度の全国学力・学習状況調査結果では、「朝食を毎日食べる」と回答した割合が、小学校で89.2%、中学校で82.5%となっています。また、「毎日同じくらいの時刻に寝る」と回答した割合が、小学校で34.9%、中学校で33.7%、「毎日同じくらいの時刻に起きる」と回答した割合が、小学校で59.9%、中学校で58.3%となっています。

食生活の乱れや子どもの生活習慣の乱れは、健康の維持に悪影響を及ぼすだけでなく、生きるための基礎である体力の低下、気力や意欲の減退、集中力の欠如等精神面にも悪影響を及ぼすと言われます。

これら基本的な生活習慣の定着は、主に家庭での過ごし方によりますが、家庭における食事や睡眠などの乱れを個々の家庭や子どもの問題として見過ごすのではなく、社会全体の問題として地域が一体となり、子どもの健やかな成長を期して学習意欲や体力の向上を図るための取組を推進する必要があります。

子どもたちが心身ともに健やかに育っていくためには、学校、家庭が連携し「家庭学習60・90運動」や「早寝早起き朝ごはん」などの取組を通じて、適切な生活習慣を確立することが必要です。

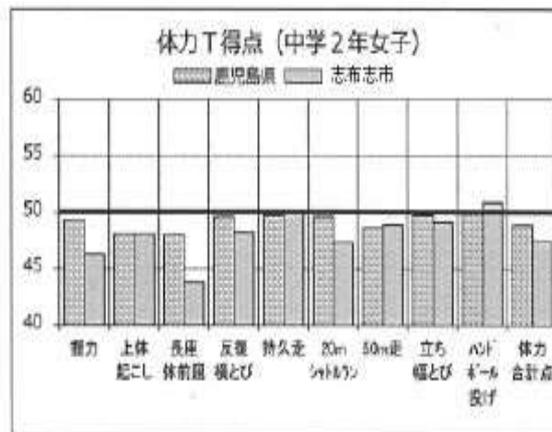
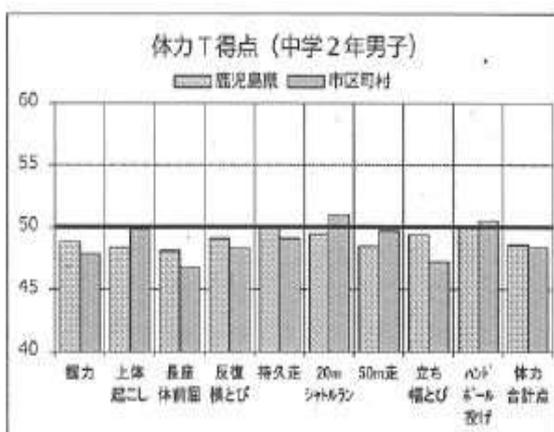
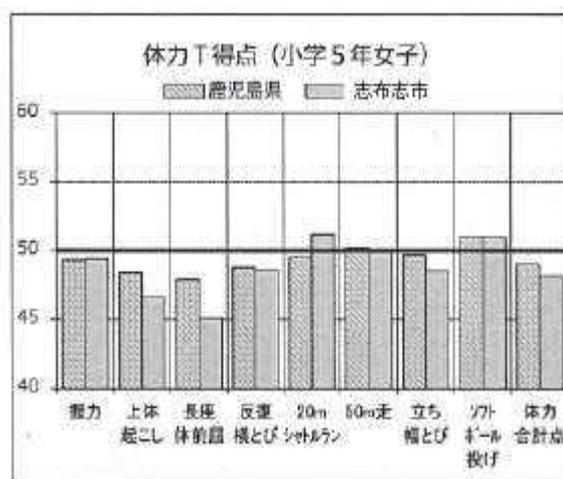
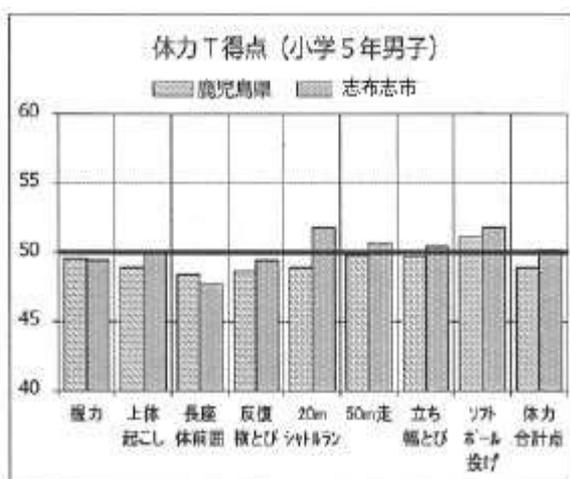


(6) 体力・運動能力

児童生徒の体力や運動能力は、生涯にわたって健康で活力ある生活を営む基盤となるものであり、大変重要な課題です。近年、生活環境の変化による児童生徒の運動量や屋外で体を動かす機会の減少等により、全国的にも児童生徒の体力・運動能力は低下傾向にあります。

平成30年度全国体力・運動能力調査の結果から、本市ではソフトボール・ハンドボール投げ、20mシャトルランは全国・県の値を上回っている学年が多いものの、多くの種目で全国・県の値を下回っています。特に小学校5年女子、中学校2年女子が下回っています。一方、体格については、身長は小学5年生男子が県の平均を上回っている以外は県・全国の平均を下回っています。体重は小学校5年生男女及び中学校2年男子は県の平均程度ですが、中学2年女子は平均を上回っています。

家庭における望ましい食習慣や生活習慣を基盤にしなが、学校における業間体育や授業を中心とした計画的・系統的な指導の充実及び地域のスポーツについての指導者との連携を大切にしながら、児童・生徒の体力・運動能力向上に取り組んでいく必要があります。



第3章 10年後を見据えた志布志の教育の姿

基本理念

つけあげのおしえ
(確かな変容)



煮しめのおしえ
(個性の伸長)

にぎりめしのおしえ
(感謝の心)



キラリ輝く三つのおしえ
「志」を高める教育

基本目標

10年後を見据えた志布志の教育の姿 令和2年度～11年度

「夢や希望を実現し未来を担う心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり」

- 1 知・徳・体・食の調和がとれ、主体的に考え粘り強く行動する力を備え、生涯にわたって志を持って意欲的に自己実現を目指す人間の育成
- 2 郷土に誇りを持ち、社会・郷土の一員として、志高く社会づくり、まちづくりに貢献できる人間の育成

今後、5年間に取り組む施策

本市教育の取組の視点

- (1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重
- (2) 社会の変化に対応し、夢や希望を実現する能力の育成
- (3) 学校・家庭・地域等の積極的な連携・協力
- (4) 郷土志布志の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

- ① 豊かな心の育成 ② 健やかな体の育成

II 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

- ① 「確かな学力」の定着 ② 特別支援教育の推進 ③ 幼児教育の推進
- ④ 郷土教育の推進 ⑤ 教育の情報化の推進 ⑥ 社会の変化に対応した教育の推進

III 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

- ① 開かれた学校づくり ② 学校運営の充実 ③ 市立幼稚園、小・中学校の在り方
- ④ へき地・小規模校教育の振興 ⑤ 教職員の資質向上 ⑥ 安全・安心な学校づくり
- ⑦ 子育て世代の就学支援と「学びのセーフティネット」の充実 ⑧ 安全な学校給食の推進

IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

- ① 地域ぐるみでの子どもの育成 ② 地域を支える次世代の人づくり
- ③ 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり ④ 家庭の教育力の向上

V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

- ① 生涯学習環境の充実 ② 生涯スポーツの推進 ③ 競技スポーツの推進 ④ 文化芸術活動の促進
- ⑤ 地域文化の継承・発展 ⑥ 文化財の保存・活用

基本理念：「きらり輝く三つのおしえ」を身に付ける「『志』の教育」



煮しめのおしえ（個性の伸長）

煮しめは、それぞれの食材の風味を生かした伝統料理で、その材料や味付けは、家庭によって違いがあります。学校教育においても子ども一人一人のよさを引き出すとともに、独自の工夫で地域に密着した活動を展開します。



つけあげのおしえ（確かな変容）

つけあげは、豊かな海の幸を材料にして粘り強く練り上げて作られています。大海を泳いでいた魚のように大らかな志をもち外見にとらわれない味のあの人づくりを目指します。



にぎりめしのおしえ（感謝の心）

にぎりめしは、ほど良い柔らかさと温かさに、握る人のぬくもりが込められています。また、先人の苦勞を思うと米一粒でもおろそかにできません。感謝の心を忘れずに基礎基本を踏まえた豊かな学力を実につけた子どもの育成を図ります。

本市では、これまで個性の伸張を「煮しめ」、確かな変容を「つけあげ」そして、感謝の心を「にぎりめし」になぞらえ、学校における知育・徳育・体育・食育の充実に努めるとともに、志を高く掲げ、学ぶ意欲にあふれる子どもの育成から市民づくりへと発展させることを基本理念として、教育行政の中核として取り組んできました。そして、その理念は、本市の理念として末長く継承していきたいと考えています。

これからの10年後を見据えるにあたり、引き続きこの三つの教えを具体的に身に付けた人づくりを目指し、基本目標を以下のように策定することとします。

基本目標

「夢や希望を実現し未来を担う心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり」

- 1 知・徳・体・食の調和がとれ、主体的に考え粘り強く行動する力を備え、生涯にわたって志を持って意欲的に自己実現を目指す人間の育成
- 2 郷土に誇りを持ち、社会・郷土の一員として、志高く社会づくり・まちづくりに貢献できる人間の育成

本市は、鹿児島県の東部・太平洋に面している地理的条件から志布志港を中心として栄えた港町があり、古くから世界の文化と接しながら独自の歴史や文化を作り上げ、地域に根ざした個性あふれる伝統・風土、豊かな自然、全国に誇れる農林水産業等の産業、九州唯一の国際戦略パルク港湾である志布志港、様々な分野で活躍している人材等の豊富な教育的資源や、地域全体で子どもたちを育てるという伝統的な地域の教育力も残っています。

これらを生かし、第1次教育振興基本計画においては、基本目標を「あしたをひらく心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり」と設定し、取組を進めてきました。

これから社会が大きな変革期を迎える中であって、子どもたちのみならず、市民が、それぞれの夢や希望をもち、その実現に向けて、意欲をもって挑戦できる環境を整えていくことはますます重要性を増すことが考えられます。

また、夢や希望の実現には、規範意識、倫理観、感謝や思いやりの心、他者の痛みを理解する優しさ、生命を大切に作る心、自己肯定感・自己有用感などの豊かな心や、新しい課題に積極果敢に挑戦する気概や困難を乗り越えることのできる「生き抜く力」を育てていく必要があります。

今後一層、市民の能力や可能性を引き出し、未来の志布志市を担っていく人材育成を進めていく必要があります。

さらには、本市が第2次志布志市総合振興計画において掲げた将来都市像「未来へ躍動する創造都市 志布志」の実現に向けて、伝統文化を守り育み、次代につながる人づくりを進めること

が重要であります。

このようなことを踏まえ、第2次教育振興基本計画では、基本目標を「夢や希望を実現し未来を担う心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり」とし、引き続き、次に掲げる人材の育成に取り組みます。

1 知・徳・体・食の調和がとれ、主体的に考えねばり強く行動する力を備え、生涯にわたって志を持って意欲的に自己実現を目指す人間の育成

これからの社会においては、一人一人が学ぶことの喜びや楽しさを知り、基礎的・基本的な知識技能を確実に習得し、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を発展的に身に付けることが必要です。また、生涯にわたって自ら学び、自らの能力を高め、志を持って自己実現を目指そうとする意欲、態度を育成することが大切です。

また、これからの未来を担う子どもたちは、社会生活を送る上で規範意識、自律心、誠実さ、勤勉さ、公正さ、責任感、倫理観及び感謝や思いやりの心、他者の痛みを理解する心、生命を大切に作る心、礼節を重んじる心、自然を愛する心、美しいものに感動する心などの豊かな心を身に付ける必要があります。特に、今日では、集団生活の中で豊かな人間関係を構築していくために、人権尊重の涵養（かんよう）を図り、心の通う対人交流の能力の素地を養うことが求められています。

さらに、近年は、子どもの体力・運動能力を向上させる取組や多様化する健康問題への対応が課題となっています。健やかな体は、人間の心の発達・成長を支え、人として創造的な活動をするために不可欠なものです。子どもたちがたくましく成長し、充実した人生を送ることができるよう、それぞれの体力に応じ、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣や体力・運動能力を身に付けさせるとともに、心身ともに健康であるために必要な知識、習慣も身に付けさせることが必要です。

これら知・徳・体の教育に、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の食育を加えることで、バランスのとれた志を持って意欲的に生きる人間を育てることが大切です。

2 郷土に誇りを持ち、社会・郷土の一員として、志高く社会づくり・まちづくりに貢献できる人間の育成

グローバル化の一層の進展が予想される中、日本が抱える社会課題や地球規模課題を自ら発見し、解決できる能力や、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、国内外の様々な場において、外国語で躊躇せず意見を述べ、他者と交流し、共生していくために必要な力等を育成していくことが重要です。

このためには、自国や地域の伝統・文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることにより、人間としての教養の基盤を培い、日本人であることの自覚や郷土や国を愛し、誇りに思う態度を育むことが必要です。

また、身近な地域社会の課題の解決にその一員として主体的に参画し、地域社会の発展に貢献しようとする意識や態度を育むことも、ますます必要となってきます。

少子高齢化・人口減少が急速に進展する本市では、地域づくりの担い手の減少や地域における人間関係の希薄化などが予想され、今後、地域社会の問題を自分自身の問題として考え、そのために積極的に行動することが求められることとなります。

互いに支え合い協力し合う互譲互惠の精神に基づき、個人の主体的な意思により、自分の能力や時間を他人や地域社会のために役立てようとする自発的な活動への参加意識を高めることが重要です。そして、自らが国づくり、社会づくり・まちづくりの主体であるという自覚と行動力、社会正義を行うために必要な勇気、公共の精神、社会規範を尊重する志の高い意識や態度などを育成していかなければなりません。

第4章 今後5年間に取り組む施策

1 本市教育の取組における視点

第3章において、志布志の教育の10年後を見据えた姿を、基本目標と目指す人間育成の姿として示しました。

これらの基本目標と目指す人間育成の実現に向けて様々な取組を推進していく必要がありますが、その推進に当たっては、次の視点を持って、施策の推進を図ることが大切であると考えます。

(1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重

教育は、未来に生きる人間を育むことを通し、未来を創造する最も基本的な人間の営みです。その未来を考えるためには、時代とともに変えなければならないものは何か、また、いつの時代であっても変えてはならないものは何かの見極めがとても重要です。

ところで、ここで言ういつの時代であっても変わらないもの、変えてはならないもののが「不易」であり、時代とともに変えなければならないものが「流行」です。この「不易」と「流行」がほどよく調和されてこそ、目指す人間育成が実現できると考えます。

個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切に作る心、幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性は、不易であり次代に伝えていくべき価値のある、いつの時代の教育でも大切に育んでいかなければならないものであり、施策の推進に当たって重要視されるものです。

(2) 社会の変化に対応し、夢や希望を実現する能力の育成

急激に変化していくと考えられる社会の中であって、これからの社会の変化を展望しつつ、教育について絶えずその在り方を見直し、改めるべきは勇気を持って速やかに改めていくとともに、今後も一層進展すると予測される国際化や情報化などの社会の変化に、教育的確かつ迅速に対応していくことは、極めて重要な課題と言わなければなりません。

現在、少子高齢化社会の進行、国際化・高度情報化の進展など、本市教育を取り巻く環境・社会状況も急速な変化を遂げようとしています。

このような社会の変化に対応した的確かつ柔軟な施策の推進が必要です。

(3) 学校・家庭・地域等の積極的な連携・協力

教育は、言うまでもなく、単に学校だけで行われるものではありません。家庭や地域社会が、教育の場として十分な機能を発揮することなしに、子どもの健やかな成長はあり得ません。

学校は、一人一人の個性に応じて、基礎的・基本的な知識・技能や学ぶ意欲をしっかりと身に付けさせるとともに、情操を豊かにする教育や健やかな体を育む教育を行い、児童生徒の能力を最大限に伸ばしていくという役割があります。

家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点です。子どもに社会生活を送るために必要な習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが求められます。

地域は、社会の基本的単位である家庭を支えるとともに、大人や異年齢集団の中での交流を通じた様々な体験の積み重ねによる人間性の育成など、子どもが家庭・地域の中で役割を果たし、自立した個人として成長する上で、非常に大きな役割を担っています。

これまでの成果を踏まえつつ、学校、家庭、地域等それぞれの本市教育における役割を再度見直し、まずは各々の役割を確実に果たすとともに、積極的に他に働きかけて成果を増幅させるなど、それぞれとの連携や協働を図りながら施策を推進します。

(4) 郷土志布志の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承

教育基本法で明確となった日本の伝統と文化を尊重するという教育の理念を踏まえ、我が国の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度の育成について、指導の充実を図るこ

とが重要です。

本市の教育を大事にする伝統や風土、豊かな自然、地域に根差した個性あふれる文化、全国に誇れる農林水産業等の産業、様々な分野で活躍している人材等の豊富な教育的資源を有効活用し、未来への継承を図ります。

2 本市教育施策の方向性

「1 本市教育の取組における視点」を踏まえ、基本目標などの実現のために、今後5年間に取り組む施策の方向性を以下の5点に整理します。

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

本市の教育理念である「きらり輝く三つのおしえ」は、個性の伸長や困難に直面したときに諦めずに努力することや、他人を思いやる心を持たなければならないということを教えています。

変化の激しいこれからの社会を生き抜いていく上で、子どもたちが、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力を育む教育の推進に取り組みます。

II 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を生き抜いていくためには、基礎・基本を確実に身に付け、さらに、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力を身に付けることが必要です。

また、自国や地域の伝統・文化について理解し、尊重し、郷土や国を愛する心を育むことや望ましい勤労観・職業観を身に付けることが必要です。

さらに、環境教育や情報教育などの社会の変化に対応した教育や特別支援教育などの子どもの状況に応じた教育の推進に取り組みます。

III 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければなりません。

学校がこの役割を十分に果たし、信頼される学校づくりを推進することは、活気ある地域社会づくりにもつながります。

また、信頼される学校づくりの推進として、教職員の資質向上や安全・安心な環境づくりなどに取り組みます。

IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

家庭教育は教育の原点であり、地域はその家庭を支える大きな役割を担っています。

本市の各地域には、子どもを地域で育てるといふ風土が、現在でも残っています。

教育の振興においては、地域の担う役割は大きいものであり、今後も、全ての市民が子どもたちを育成し、地域社会全体で子どもを守り育てるといふ理念の実現に取り組みます。

V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

子どもから大人まで全ての市民が、生涯を通じて、あらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができ、その成果を適切に生かし活躍できることは、豊かな人生を送ることにもつながります。また、スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものであり、市民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに取り組む必要があります。さらに、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要なものです。

3 具体的施策の展開

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進**I - (1) 豊かな心の育成—ア 道德教育の充実****【現状と課題】**

- ① 平成31年度の全国学力・学習状況調査によると、「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の割合は全国より高い結果が得られています。しかし、「失敗を恐れなくて挑戦する」「自分にはよいところがあると思う」の質問に肯定的な回答をした児童生徒は、全国平均と比べて低くなっています。
- ② 平成27年度の学習指導要領の一部改正により道德が教科化されました。その中では、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、他国を尊重し、未来を拓く主体性のある日本人を育成するために「特別の教科 道德」を要として、教育活動全体で推進する道德教育が重視されています。
- ③ 基本的な生活習慣や人としてしてはいけないことなど、社会生活を送る上で人間としてもつべき規範意識、自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信などの自尊感情、他者への思いやりなどの道德性を養う道德教育を充実させることが重要です。

【これからの施策の方向性】

- ① 自分の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養う取組を推進します。特に、他人を大切ににする心、親に感謝する心、高齢者を大切にし、尊敬の念をもって接する心、地域を大事にする心など志の心を育む取組を推進します。
- ② 児童生徒の実態を踏まえ、発達段階に応じた豊かな体験活動の積み重ねを通して、教育活動全体で道德教育の充実を図るとともに、教職員の指導力及び評価に係る能力の向上に努めます。
- ③ 家庭や地域との連携を深め、児童生徒の道德性を高める取組が社会全体で進められるように努めます。

【主な取組】

- ① 道德教育及びその要となる「特別の教科 道德」の充実を図るために、各学校において道德教育の全体計画や年間指導計画を作成し、道德教育推進教師を中心とした全校的な指導体制の確立を図ります。
- ② 郷土教育資料「ふるさとの心」、「不屈の心」等の各種資料の活用を促すとともに、郷土読み物資料「志のこころ」も活用し、志の心を育む道德教育の充実に努めます。
- ③ 総合的な学習の時間や特別活動などを活用し、ボランティア活動や体験活動など豊かな体験を通して志の心を育む特色ある教育活動を更に推進するとともに、「特別の教科 道德」と関連させることにより、教育活動全体での道德教育の充実を図ります。
- ④ 一人一人の教職員が道德教育の重要性を認識するとともに、「特別の教科 道德」において「考え、議論する道德」への転換が図られる授業改善や児童の良さを認め励ます評価が行われるよう、各種研修の充実・改善に努めます。
- ⑤ 青少年育成に関わる関係部局や警察等関係機関との情報交換を行い、道德性を養うための施策の共有化を図ります。

I-(1) 豊かな心の育成ーイ 生徒指導の充実

【現状と課題】

- ① 「平成30年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)」によると、本市公立学校におけるいじめの認知件数は261件(小240件、中21件)不登校児童生徒は32人(小4人、中28人)となっています。
- ② いじめの問題については、人権に関わる重大な問題ととらえ、平成24年度から調査方法の見直しを行い、どんな軽微ないじめであっても一件でも多く発見し、一件でも多く解決するという基本的認識に立って調査を行っています。いじめの問題だけでなく、問題行動の早期発見、早期対応のために、学校、家庭、地域、関係機関等との連携を一層推進することが必要です。
- ③ 不登校児童生徒の学校復帰に向けて、一人一人の様々な実態に応じた支援を行うために、学校、家庭、関係機関等との連携した取組を一層充実することが必要です。
- ④ いじめの問題を含めた問題行動、インターネット・携帯電話の普及に伴う新たな課題に、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して対応することが必要です。

【これからの施策の方向性】

- ① 学校の生徒指導体制や相談体制を確立し、全教職員が一体となった生徒指導に努めます。
- ② スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市教育相談員、補助教員等を活用し、総合的な相談体制の充実に努めます。
- ③ 市適応指導教室「松風」の活用を図ります。
- ④ 生徒指導に関する教職員の資質向上に努めます。
- ⑤ 学校、家庭、地域、関係機関等の連携を促進します。

【主な取組】

- ① 管理職のリーダーシップの下で、生徒指導主任等を中心とした全教職員による組織的な指導体制を確立し、心に届く生徒指導を推進します。
- ② 不登校や不登校傾向の児童生徒については、各学校において個別の支援計画を作成するとともに保護者や関係機関と連携した個別指導、家庭訪問を行うことなどにより、児童生徒の学校復帰に向けて、個に応じた組織的・継続的な支援に努めます。
- ③ 市適応指導教室「松風」の活用を図り、不登校(傾向)の児童生徒の生活リズムの改善を図り、学校復帰の支援を行います。
- ④ いじめ、不登校など各学校の実態に即したスクールカウンセラー等の配置や市教育相談員による教育相談を実施するとともに、総合的な相談体制の充実に取り組みます。
- ⑤ 生徒指導主任会等の研修の内容の充実に努め、不登校や問題行動の未然防止、早期解決が図られるよう、教職員の指導力の向上に取り組みます。
- ⑥ 道徳教育の一層の推進やほめる教育を実践することで、規範意識の醸成や児童生徒自身の自己有用感を育みます。
- ⑦ 警察や児童相談所、福祉課等の関係機関との連携強化に努めるとともに、連携の在り方の実践的研究を推進します。
- ⑧ 「市いじめの防止等に関する条例」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期解決に努めます。

I-(1) 豊かな心の育成—ウ 人権教育の推進

【現状と課題】

① 性別や障がいの有無にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会や全ての人が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会など、平和で、民主的かつ幸福な社会を作るために、全ての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることは、必要不可欠なことです。



子ども人権プロジェクト人権教室（野神小学校）

② 人権教育は、全ての教育の基本であり、全ての学校及び地域において、地域の実情に即した同和教育をはじめとする人権教育に取り組む必要があります。

③ 全教育活動を通じて人権教育が推進されていますが、児童生徒の理解が、知的理解にとどまっており、人権感覚が十分に高まっているとは言えません。いじめの問題やインターネット等による人権侵害等、課題も残っています。

④ 家庭や地域における人権同和教育を更に進め、人権尊重の視点に立った学校づくり、地域づくりを進める必要があります。

【これからの施策の方向性】

① 全ての教育活動の中で、児童生徒の人権尊重精神の高揚を図ります。

② 学校、家庭、地域等において同和教育をはじめとする人権教育の充実を図ります。

③ 時代とともに変化する人権課題への対応を図るために、教職員等の人権意識の高揚と資質向上に努めるとともに、人権教育の指導内容・方法の工夫改善に取り組みます。

④ 社会教育や家庭教育学級等における人権に関する学習・啓発活動を推進します。

【主な取組】

① 人権教育全体計画や年間指導計画、共通実践事項の改善・充実を基に、各教科、「特別の教科 道徳」、総合的な学習の時間及び特別活動等の特質に応じた取組を通して、人権尊重の精神の高揚を図るために、児童生徒の発達段階に十分配慮した学習を進め、体験的な活動を取り入れます。

② 教職員研修を実施し、児童生徒の自尊感情の育成と人間関係づくりに向けた指導内容・方法の工夫・改善を図るとともに、人権教育の指導者の育成に努めます。

③ 学校、家庭、地域等が緊密な連携の下、積極的に人権教育の充実に努めます。

④ 社会教育における人権教育の推進体制を充実・強化します。更に、家庭教育学級や高齢者学級等における人権教育を充実させていきます。

I-(1) 豊かな心の育成—エ 体験活動の推進

【現状と課題】

- ① 本市は、温暖な気候や豊かな自然、多様で豊富な食材や食文化、地域に根ざした伝統文化など、地域資源を数多く有しており、各学校においては、社会奉仕活動、自然体験活動、勤労生産体験活動等地域の実情に応じた創意工夫を生かした多様な体験活動を実施しています。
- ② 本市は、農林水産業を基幹産業としており、各地で園芸や畜産、水産など多様な農林水産業が展開されており、これらの産業を体験学習やキャリア教育などの教育活動に生かす食農教育が、多くの学校で実施されています。
- ③ これらの活動の目的や意義を生かすため、体験活動の事前指導及び事後指導を含め、教育課程への位置付けに工夫が必要です。

【これからの施策の方向性】

- ① 地域の特色を生かし、創意工夫をこらした食農教育を一層推進します。
- ② 本市の特性を生かした体験活動の教育課程への適切な位置付けと体験活動の指導の工夫・改善に努めます。
- ③ 体験活動の充実を図るために、学校、家庭、地域が協働し、児童生徒の育成や特色ある教育活動に取り組んでいく地域の教育力を再構築する仕組みや機能の形成に努めます。また、地域人材の効果的な活用も図っていきます。

【主な取組】

- ① 各学校において、さつまいも栽培や米作りなどの農作業体験、地域の清掃活動、高齢者や幼児との交流などの勤労・奉仕的体験、職場体験学習などの様々な体験活動が実施されるよう支援します。
- ② 環境、福祉・ボランティア、国際理解、郷土理解などの体験型学習を総合的な学習の時間等の教育課程に位置付け、効果的な学習が進められるよう実践研究を推進し、指導法の改善に努めます。
- ③ 自然・文化・言語の異なる海外や県外に青少年を派遣し、様々な体験や習慣の違いを経験させる「青少年研修事業」の推進に努めるとともに、集団宿泊生活をしながら自主性・協調性・社会性を養う「田舎暮らし通学学舎」の活動を支援します。
- ④ 関係機関等の連携や社会全体への理解の促進を図り、地域の教育力を生かした体験活動を推進します。



幼児との交流学習（原田小学校）

I-(1) 豊かな心の育成—オ 子ども読書活動の推進

【現状と課題】

- ① 本市では、これまでの「第2次子ども読書活動推進計画」を見直し、令和2年度から「第3次子ども読書活動推進計画」を運用していくことにしています。これまでの図書館等における個人貸出数、親子読書会の団体数や会員数、朝読書等の実施学校数などは堅調に推移・定着しており、子ども読書活動の充実に向けた家庭や地域、学校等における継続的な様々な努力の成果が実を結びつつあります。
- ② 本市児童生徒の1か月の読書量は、平成30年度の調査では小学校は29.4冊と増加し、中学校は7.4冊で微減となっています。(県平均は、小学校23.0冊、中学校5.7冊です。)年間を通した読書活動の推進や読書の質の改善に、今後工夫が必要です。
- ③ 豊かな感性や情緒を育むとともに豊かな言語力を育成する観点から、読書活動は重要だと考えます。また、子どもの頃の読書活動が多い成人ほど、その意識・能力が高いという調査結果もありますので、子どもの時期の読書の重要性を訴えていきます。
- ④ 3か月検診時に市内のすべての赤ちゃんと保護者に絵本を開く楽しい体験といっしょに絵本を手渡す「ブックスタート事業」に加えて、学校と連携をとり、小学1年生に20冊の本の中から自分で好きな本を1冊選んでもらいプレゼントする「セカンドブック事業」を行っています。

【これからの施策の方向性】

- ① 子どもの読書活動に関する市民の理解と関心の普及に努めるとともに、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組を推進し、乳幼児から高校生までを対象とした、「1日20分読書」運動を展開します。
- ② 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めます。

【主な取組】

- ① 子ども読書活動を推進する社会的気運の醸成のために、子ども読書活動推進についての更なる広報啓発を行います。
- ② 市立図書館との連携により、図書館関係者の資質向上や、読み聞かせ親子読書の核となるボランティア等の人材育成のための各種研修会を実施するとともに、図書館等の運営や諸活動を支援します。
- ③ 「志ふれあい交流館」を活用し、市民が読書を通して交流が図られるような事業を推進していきます。
- ④ 学校図書館・保育園等への図書資料の団体貸出や、移動図書館車「がんがらちゃん」による学校を中心とした巡回貸出サービスの提供を行います。
- ⑤ 図書館ボランティア、保健課、学校が連携して「ブックスタート事業」及び「セカンドブック事業」を推進し、親子の読書活動を支援します。
- ⑥ 令和元年9月28日にスタートした「読書の通帳」を活用し、読書への関心を高め図書館利用の活性化を図ります。



I-(1) 豊かな心の育成ーカ 文化活動の推進

【現状と課題】

- ① 豊かな心や感性、創造性、感動する心などを育成するために、青少年音楽祭やファミリーミュージカル等、子どもが関わる文化活動を推進しています。
- ② 学校によっては、文化庁の支援を受けて演劇等を観覧する機会を設けています。
- ③ 児童生徒の本格的な舞台芸術や音楽に触れる機会を更に増やしていく必要があります。



文化芸術による子供育成総合事業（演劇）

【これからの施策の方向性】

- ① 学校における文化芸術活動を充実します。
- ② 子どもが文化芸術に触れる機会を拡充するなど、文化芸術に関する教育を推進します。

【主な取組】

- ① 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、子どもの発達段階に応じた各教科等での文化の理解に係る取組を推進します。
- ② 子どもたちが、学校や地域の文化施設等において、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動へ参加できる機会の拡充に努めます。
- ③ 図画コンクール等、文化系のコンクールへの参加の奨励や移動博物館等で開催される特別展等の観覧促進に係る取組に努めます。
- ④ 国や県と連携を図りながら「芸術鑑賞会」の活用とともに、本市独自の「青少年音楽祭」や自主文化事業の充実を図ります。



文化芸術による子供育成総合事業（狂言）

I-(2) 健やかな体の育成—ア 体力・運動能力の向上

【現状と課題】

- ① 近年の社会環境や生活様式の急激な変化に伴い、日常生活において身体活動の機会が減少していることから、子どもの基礎的な体力や運動能力は低下傾向にあります。また、積極的に運動する子どもとそうでない子どもとの二極化が見られます。
- ② 本市の児童生徒の体力は、平成30年度体力・運動能力調査によると、小学生男子の体力は全国平均並みを示しており、小学生女子、中学生の体力が全国平均をやや下回っております。種目別に見ると持久力や投力は全国や県の平均値を超えていますが、長座体前屈等の柔軟性や反復横跳び等の敏捷性に落ち込みがみられます。
- ③ 本市の児童生徒の体格については、体重は小学校5年生男女及び中学校2年男子は県の平均程度ですが、中学2年女子は県平均を上回っています。身長は小学校5年生男子が県の平均を上回っている以外は県・全国の平均を下回っています。更に、肥満の出現率は、小学校5年生・中学校2年生ともに全国・県の割合を超えています。
本市の「一校一運動」の実施率は100%、「チャレンジかごしま」への参加率は100%を超えています。児童生徒が楽しみながら運動に親しむ習慣の育成に努め、運動への興味・関心を一層高める取組を推進する必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 新学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、生涯にわたって積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の育成を図ります。
- ② 体力テストなどの結果を活用することにより、児童生徒の体力・運動能力向上の取組を推進します。
- ③ 児童生徒、保護者等へ体力の必要性を理解させるとともに、体力向上に関する意識の高揚を図ります。



市小学校陸上記録会

【主な取組】

- ① 各学校で体力テストなどの結果を分析するとともに、体力向上全体計画などを作成して、体育の授業を中心に体力向上の取組を推進します。
- ② 市内全ての学校で「一校一運動」「チャレンジかごしま」のさらなる充実や外遊びの奨励などにより、児童生徒が運動する機会を増やす取組を推進します。
- ③ 「部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、生徒がスポーツに親しみ、体力の向上が図られるよう、運動部活動の充実に努めます。
- ④ 児童生徒の体力の実態などを市報に掲載するなどして、児童生徒、保護者等の体力向上に関する意識の高揚を図ります。

I-(2) 健やかな体の育成—イ 健康教育の充実

【現状と課題】

- ① 近年、子どもたちの生活習慣の乱れ、アレルギー疾患、性の問題行動や薬物乱用、感染症、メンタルヘルスに関する課題など児童生徒の現代的健康課題が多様化・深刻化の傾向にあり、このような様々な課題の解決を図るためには、生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培うことを目指した学校における健康教育の充実が重要です。
- ② 「平成30年度歯と口の衛生週間」で行った調査では、むし歯のない児童生徒の割合は、小学校41.1%、中学校51.1%となっています。また、一人平均のDMF指数（D：むし歯を治療していない歯、M：むし歯で抜いてしまった歯、F：むし歯を治した歯）は、小学校で1.2、中学校で1.5と前年と比較すると減少しています。しかし、県に比べると高いDMF指数となっています。
- ③ 学校保健委員会は、平成30年度は全ての学校で年2回以上開催していますが、学校医等の参加については、半数の学校にとどまっています。
- ④ 多様化・深刻化する児童生徒の健康課題の解決には、社会全体で取り組むことが必要であり、学校、家庭、地域、関係機関等との一層の連携が必要です。

【これからの施策の方向性】

- ① 学校の実態や児童生徒の発達の段階を踏まえた学校保健の充実を図るとともに、学校保健を推進するための、保健教育、保健管理、これらを支える組織活動の充実に努めます。
- ② 児童生徒の健康課題に適切に対応するために、学校、家庭、地域、関係機関等との緊密な連携を推進します。

【主な取組】

- ① 性の問題行動、薬物乱用、がん教育など児童生徒の健康課題の解決を図るために、関係機関等との連携強化を促進するとともに、体育・保健体育などの教科学習を中核として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育の充実を図ります。
- ② 食物アレルギーなど健康面に特別な配慮を要する児童生徒への対応については、医師の診断に基づく学校生活管理指導表を活用するとともに、危機発生の対応マニュアルを整備するなど、全ての教職員が学校保健活動に関心を持ち、学校内の関係組織が十分機能する学校保健の取組を推進します。
- ③ 学校保健に関する各種研修会・講習会については、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と積極的に連携し、内容を充実させ、教職員の指導力向上を図ります。
- ④ 教職員、保護者、学校医等が連携して児童生徒の健康づくりに取り組む「学校保健委員会」の活動の一層の推進を図ります。
- ⑤ 保健課と連携しながら「歯と口の健康づくり」事業に係る「フッ化物洗口」を行い、幼児・児童生徒の生涯にわたる歯の健康づくりの推進を図ります。
- ⑥ フッ化物洗口事業を導入し、生涯にわたる歯の健康づくりを推進します。



学校保健会（歯と口の健康づくり）

I-(2) 健やかな体の育成—ウ 食育の推進

【現状と課題】

- ① 食習慣の乱れに起因する生活習慣病の増加などの課題の解決を図るためには、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、食に関する自己管理能力を育てる食育を推進することが必要です。
- ② 令和元年度の全国学力・学習状況等調査によると、「朝食を毎日食べる」と回答した割合が、小学校6年生では89.2%、中学校3年生では82.5%にとどまっています。
- ③ 全ての学校では、担任等が給食の時間に直接指導を行い、栄養教諭が特別活動、教科、道徳等におけるTT指導を行っています。
- ④ 学校・家庭・地域社会の連携・協力による食育の推進については、食を通じた家族のコミュニケーションの大切さの普及・啓発を図る必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るとともに、学校全体で組織的に食育の推進に取り組むための体制づくりに努めます。
- ② 学校における食育をより効果的に推進するため、学校、家庭及び地域の連携を図ります。
- ③ 各学校のPTAと市PTA連絡協議会が連携して食育の推進を図ります。

【主な取組】

- ① 学校における食育については、栄養教諭が中核となって、学校給食を活用しながら、栄養バランスや朝食摂取などの食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化などの理解、習得に努めます。
- ② 児童生徒の食に関する知識や関心を高めるとともに、食に対する感謝の念や農林水産物の生産や加工についての理解を深めるため、食農教育を推進します。
- ③ 栄養教諭を活用しながら、子ども・保護者に対し、基本的な生活習慣や望ましい食生活の在り方等についての意識啓発に関する取組を推進するとともに、学校保健委員会や家庭教育学級、農業体験等を通して、家庭や地域との連携・協力を図ります。
- ④ 家族が食卓を囲んで共に食事をしながらコミュニケーションを図る共食の大切さについて、普及・啓発に努めます。
- ⑤ 市PTA連絡協議会が主体となって、家庭や地域と連携を図りながら「煮しめ・つけあげ・にぎりめし」を中心に「食育」の大切さについて、普及・啓発に努めます。



栄養教諭による食育の授業（志布志小学校）

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

■計画期間における数値目標

項目	現 状	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	関連 施策
道徳科の年間指導計画の作成率(小中)	小学校 100% 中学校 100% (令和元年度)			(継続)			(1) ア
生徒指導に関するアンケート調査の実施(年5回以上)	小学校・中学校 100% (令和元年度)			(継続)			(3) イ
不登校生の在籍率(小中)	小学校0.33% 中学校3.41% (令和元年度)			小0.25% 中2.6%		小0.2% 中2%以下	(3) イ
子ども専用携帯電話のフィルタリング設定率(小中)	小学校79.8% 中学校68.5% (令和元年度)		80%	90%	90%	100% 100%	(3) イ
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合(小中)	小学校77.7% 中学校69.4% (令和元年度)			85% 70%		90%以上 80%以上	(3) イ
栄養教諭が授業に参画している割合(小中)	小学校100% 中学校100% (令和元年度)			(継続)			(2) ア
食に関する指導について児童生徒の成果指標を設定している学校の割合(小中)	小学校87% 中学校80% (令和元年度)	100% 100%					(2) ア
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点(小5・中2)	小5男子 市:53.2全国:54.2 小5女子 市:55.0全国:55.9 中2男子 市:40.9全国:42.3 中2女子 市:49.4全国:50.6 (令和元年度)			全対象 学年で 全国平均 程度とする。		全対象 学年で 全国平均 を上回る。	(2) イ
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における1週間の総運動時間420分以上の割合(小5・中2)	小5男子 市:55.2全国:54.2 小5女子 市:20.3全国:30.7 中2男子 市:85.9全国:85.2 中2女子 市:52.4全国:62.7 (令和元年度)			全対象 学年で 全国平均 程度とする		全対象 学年で 全国平均 を上回る。	(2) イ
むし歯のない生徒の割合(中1)	51.1% (令和元年度)			70%		90%	(2) ウ
学校保健委員会に学校医等が参加する学校の割合	52.3% (令和元年度)			80%		90%	(2) ウ
歯肉に炎症所見を有する者の割合(中1)	8.0% (令和元年度)			4%		2%	(2) ウ

Ⅱ 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

Ⅱ-(1) 確かな学力の定着

【現状と課題】

- ① 学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、今後求められる学力である基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立等を図る教育を展開していく必要があります。
- ② 家庭学習については「家庭学習60・90運動」を推進していますが、令和元年度の全国学力・学習状況調査や鹿児島学習定着度調査の結果等によると、平日の家庭学習の時間が1時間以上の小学生は78.5%、中学生は67.9%となっています。
- ③ 全国学力・学習状況調査は令和元年度から基礎・基本、思考力・表現力を一体的に問う問題となりましたが、小学校では全国・県平均と同程度にあり、中学校では全国・県平均との差が縮まってきています。

【これからの施策の方向性】

- ① 各学校において、鹿児島学習定着度調査及び全国学力・学習状況調査結果等を踏まえ、学力向上についての「P（具体的な計画＝マニフェスト）・D（共通実践）・C（検証）・A（改善策＝アクションプラン）」のサイクルを確立し、組織的、計画的かつ具体的な指導方法の改善などを行う取組を推進します。
- ② 児童生徒の思考力・表現力等を育む観点から、基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動や問題解決的な学習活動等を推進します。
- ③ 全教科における学習活動が充実するよう記録、論述、討論、批評等の言語活動の充実を図る必要があります、学力向上へ向けた取組を推進するために、校内研修や各種研修会への参加により教員の指導法の改善等を図ります。

【主な取組】

- ① 各学校の校内研修を充実させ、公開授業や授業研究及び相互授業参観等を通じた研修会を開催して、その成果を市内で共有することによって指導力向上を図ります。
- ② 各学校が「学力向上アクションプラン」を作成・実施し、成果や課題を把握しながら、計画的・具体的な改善を行うよう指導します。また、一連のサイクルを公表することにより、学校、家庭及び地域が課題を共有し、連携して学力向上が図られるよう具体的取組を推進します。
- ③ 指導主事による重点的・継続的な訪問指導により、学校の実態に即した計画的、具体的な取組を推進します。
- ④ 学習ガイド「かごしま学力向上支援Webシステム」「よか問」等の利用促進や「家庭学習60・90運動」のより実効的な展開などにより、学習習慣の確立に努めます。
- ⑤ 鹿児島大学の教授等による授業改善に向けた関わりや学生による学習支援サポート事業により学力向上に向けた取組を推進します。
- ⑥ 管理職研修会等において、各学校の参考となる具体的実践例等の情報の共有を図り、学校の実践的な取組を推進していきます。
- ⑦ 教育講演会を開催し、教職員の資質及び指導力の向上を図ります。
- ⑧ 幼稚園・保育園、小学校、中学校相互に意見交換や共通実践を行うことを通して、スムーズな接続を推進します。
- ⑨ 中学生を対象とした英語技能検定助成事業を実施し、グローバル化社会において活躍できる人材と英語が好きな子どもたちを育成する。

Ⅱ-(2) 特別支援教育の推進

【現状と課題】

- ① 障害者の権利に関する条約の批准や障害者差別解消法の施行を踏まえ、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒が可能な限り共に教育を受けられるよう、多様で柔軟な学びの場を整備するとともに、一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の一層の充実が求められています。
- ② 本市においては、支援が必要な幼児児童生徒が在籍している全ての小・中学校等で、個別の指導計画や個別の教育支援計画が作成されるなど、校内支援体制は着実に整備されつつあります。今後、特別支援学校のセンター的機能の活用や学校間連携の充実を図ることで、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制を構築していく必要があります。
- ③ 就学前及び就学後の児童生徒に対する教育相談体制は整備されつつありますが、保護者や地域における特別支援教育に対する啓発を必要とする状況があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 障害者基本法や障害者差別解消法の趣旨を踏まえて、障がいのある幼児児童生徒に対する正しい理解と認識を図るとともに、相談・支援体制の更なる充実に努めます。
- ② 移行期の学校間連携により、就学前から学校卒業後まで、一貫した、切れ目ない支援がなされるように努めます。

【主な取組】

- ① 共生社会の形成に向けた障がい者理解を推進するために、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒との交流及び共同学習を積極的に推進します。
- ② 小中学校等に在籍する障がいのある児童生徒に対する「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成・活用を促進するなど、校内支援体制の整備を図ります。
- ③ 全ての学校等で、基礎的環境整備を進めるとともに、本人及び保護者の意向を踏まえた合意形成を図り、適切な合理的配慮を提供することで、障がいのある幼児児童生徒が、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を受けられるように努めます。
(ICT機器の整備と活用、特別支援教育支援員の配置等)
- ④ 各学校においては、特別支援教育についての教職員の研修の充実を図り、さらに特別支援学校のセンター的機能の更なる活用を図るとともに、個別の教育支援計画や移行支援シート等を作成・活用し、移行期の連携を充実し、就学前から学校卒業後まで切れ目ない支援体制の構築に努めます。
- ⑤ 市における早期からの教育相談・就学相談体制の確立を促進するとともに、障がいの状態や教育的ニーズ、保護者の意見等を踏まえた総合的な就学先の判断がなされるようにします。



特別支援教育支援員研修会（山重小学校）

Ⅱ－(3) 幼児教育の推進

【現状と課題】

- ① 社会状況の変化等による幼児の生活体験の不足等から、幼児の基本的な技能等が十分身に付いていないという課題が指摘されている中で、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領が、平成30年度から施行され、各幼児教育施設では改定の趣旨に沿った教育・保育の充実に取り組んでいます。
- ② 世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも身近に相談できる相手がいないといった家庭教育を行う上での課題が指摘されており、子育てに喜びや生きがいを感じ、子どものより良い育ちを実現できるような子育て支援が求められています。



義務教育の第一歩＝セカンドブック事業

【これからの施策の方向性】

- ① 幼稚園、保育所及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）がそれぞれの特色に応じた幼児教育を実施できるように、関係部局との連携を密にし、幼児教育全体の質の向上に努めます。
- ② 幼児期の教育と小学校教育の接続を図るため、幼稚園等と小学校が連携した取組の一層の推進を図ります。
- ③ 家庭及び地域の連携により、幼稚園等を活用した子育て支援に係る取組を推進します。

【主な取組】



幼保小連携協議会（幼稚園等参観）

- ① 幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨に沿った教育及び保育が確実に実践されるよう、教諭及び保育教諭、保育士に対する研修の充実に図り、教職員の資質向上に努めます。
- ② 幼児教育の質の向上を図るため、幼・保・小連携研修会等において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を幼稚園等と小学校の教職員が共有するなどの連携を図り、小学校教育との円滑な接続や子育て支援活動など、今日的な課題への対応強化に努めます。
- ③ 幼稚園、保育所、家庭及び地域と連携し、幼稚園等の施設の開放、保護者同士の交流、子育てについての情報提供や指導・助言などの子育て支援に係る取組を促進します。

Ⅱ-(4) 郷土教育の推進

【現状と課題】

- ① 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う郷土教育が必要です。
- ② 全ての小中学校で「郷土教育の全体計画」が策定されています。
- ③ 少子高齢化・過疎化により、伝統芸能や集落の歴史等の継承が難しくなる可能性があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 地域と学校とが連携を図りながら、郷土教育の推進を図ります。
- ② 各学校で、総合的な学習の時間、社会科、道徳等において、地域の特色を生かした郷土芸能や伝統産業を体験する活動をはじめ、郷土の先人に学ぶ活動、調査・見学等の活動など幅広く様々な活動が取り入れられており、今後も内容の充実に努めます。
- ③ 過疎化の進行等に伴う貴重な郷土の文化の継承については、関係機関と連携しながら、継続できる仕組みづくりや取組に努めます。



浦安の舞を文化祭で披露（伊崎田中学校）

【主な取組】

- ① 市内の郷土素材の収集、吟味、教材開発等が行えるように良い事例を幅広く紹介するなど積極的な取組を促します。
- ② 社会科副読本など、これまで発行した郷土教育の資料を吟味・精選し、再構成するなどして、郷土の歴史を学ぶ教育の支援を図ります。
- ③ 各学校において、運動会や体育大会、学習発表会や文化祭などの学校行事や日頃の授業等で、地域に根ざした特色ある取組が行われるよう地域と学校の連携を更に推進します。
- ④ 各学校において、4月24日の「しぶしの日」の前後一週間に、志布志市のことについて知る機会を設け、郷土を知り郷土を大切に育てます。



パッションフルーツの収穫（田之浦小学校）

Ⅱ-(5) 教育の情報化の推進

【現状と課題】

- ① 急速に発展する社会の情報化に対応するため、児童生徒の情報活用能力を育むとともに、プログラミング教育、情報モラルの育成の充実が求められています。
- ② ICT環境の整備について、普通教室における校内LAN整備、学級用パソコンの設置、大型テレビの電子黒板ユニットの装着、児童生徒・教員のタブレットPCが整備されました。
- ③ 本市の教員のICT活用指導率は、ICT環境の整備とともに高まってきていますが、国がIT新改革戦略において目標としている100%の達成には、更なる指導力の向上が必要です。
- ④ ICTの活用の在り方を研究の視点に設定している学校も多く、効果的な活用についても研究されています。
- ⑤ 携帯電話やスマートフォン、インターネット接続が可能なゲーム機等の普及によりネット依存や情報モラル等について早期からの体系的な指導を充実させる必要があります。また、家庭や地域の大人の情報機器に対する知識や情報リテラシーを高めていく必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 教科指導等においてICTの効果的な活用により、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うとともに、児童生徒の情報活用能力の育成に努めます。
- ② 児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育を充実します。
- ③ 論理的思考力を高めるために、プログラミング教育の充実に努めます。

【主な取組】

- ① GIGAスクール構想の実現に向け、学校における校内通信ネットワークの整備、端末の整備を計画的に推進します。
- ② 児童生徒がICTに触れる機会を拡充するとともに、ICTを活用した授業のできる教員の育成を図るため、研修の充実や指導法改善に努めます。
- ③ 情報モラル教育に関する教育コンテンツを充実させるとともに、外部講師を活用するなど研修内容の充実に努め、児童生徒や保護者への指導・啓発ができる体制の整備を推進します。
- ④ 携帯電話やスマートフォン、インターネット接続が可能なゲーム機等の活用について指導するとともに、ネットいじめ等の防止についての指導と啓発を推進します。
- ⑤ See-smile等の活用により、校務の効率化を図っています。さらに統合型校務支援システムの導入を推進していきます。



タブレットPCを活用した授業(伊崎田小)

Ⅱ-(6) 社会の変化に対応した教育の推進－ア 環境教育

【現状と課題】

- ① エネルギー・環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題であり、教育基本法に、教育の目標として「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が規定されています。
- ② 環境教育については、「鹿児島県環境教育等行動計画」に基づき、「人と自然が調和する地球にやさしい社会づくり」を担っていく人材の育成を図るための環境教育を推進しており、全ての小・中学校で体験的な活動を取り入れています。
- ③ ごみ処理分別についての取組など、本市の特徴を生かした環境問題やエネルギー問題について更に周知・啓発を図り、推進していく必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 持続可能な社会の担い手を育成するため、学習指導要領に基づき各教科等の学習と体験的な活動を関連付けて、教科等横断的な環境教育を進めます。
- ② 「鹿児島県環境教育等行動計画」に基づき、市環境担当部局や学校と地域の人材、関係団体等との連携・協働を図り、地域の特性を生かした自然体験活動の取組を推進します。
- ③ 地域の自然体験活動を通して生物多様性や外来種等への理解を深め、自然保護や環境保全への意識を高める学習を一層推進します。

【主な取組】

- ① 各教科や総合的な学習の時間、総合的な探究の時間、特別活動などの授業における学習やリサイクル、ごみの分別など日常生活における活動等、教育活動全体を通して、環境保全活動及び環境教育の充実・推進を図ります。
- ② 各学校において、地域の環境保全への参加意識を育てる体験的な環境美化活動を実践することにより、地域の特色を生かした環境学習の充実を図り、自然と利便性のバランスについて、自分の生活と照らし合わせながら考える学習を促進させます。



地域協働の自然体験（田植え）活動（原田小学校）



メリケントキンソウの果実

※ メリケントキンソウは、南米原産でキク科の外来植物。草丈は生育場所によって異なり、3～30センチ程度。10月頃発芽し4～5月に直径5ミリ程度の緑がかった黄色の花が咲き、5～6月に結実する。果実には2ミリ程度の硬いトゲが多数あり、トゲのついている実に触れると肌に刺さり危険な上、繁殖力が強い。トゲが靴底や車のタイヤに刺さって別の場所に運ばれ繁殖域を広げている可能性が指摘されている。

Ⅱ-(6) 社会の変化に対応した教育の推進ーイ ボランティア教育・福祉教育・キャリア教育
【現状と課題】

① 児童生徒が乳幼児や高齢者及び介護を必要とする人の気持ちにふれたり、生活上の困難さを体感したりして、福祉や介護への関心を高め、よりよい生き方を目指していくことは極めて重要です。今後一層の高齢化が進行する中で、一人一人の児童生徒に対して福祉や介護に関する問題意識を身に付けさせる取組を進めていくことが必要です。



市福祉・ボランティア大会

- ② 各小・中学校等が総合的な学習の時間等で福祉施設の訪問活動等を実施しており、これらの体験学習を行っていない学校でも、家庭科や社会科でバリアフリーやボランティア活動などについて学習したり、地域の高齢者との交流活動を実施したりしています。また、保健士やボランティア団体と連携を図りながら、命の教育について実践を進めている学校もあります。
- ③ 「特別の教科 道徳」や体験活動を関連させながら、自己の生き方を考えるキャリア教育の大切さについて学ばせていく必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 児童生徒の発達段階を踏まえた「福祉の心」を育てる教育の充実に努めます。
- ② 関係機関等との連携を深めて、福祉教育やボランティア教育、キャリア教育に関する体験的な活動の充実に努めます。

【主な取組】

- ① 児童生徒の発達段階に応じ、乳幼児・高齢者・障がい者の方々に対する思いやりの心などを醸成するための指導計画作成や教職員の指導力の向上に努めます。
- ② 市社会福祉協議会等の関係団体や地域の企業等との連携により、福祉・ボランティア教育、キャリア教育に関する体験活動の充実に努めます。



キャリア教育：産業講話（志布志中学校）



ふれあい学習（松山中学校）

Ⅱ-(6) 社会の変化に対応した教育の推進—ウ 国際理解教育

【現状と課題】

- ① グローバル化の一層の進展が予想される中、日本人としての自覚を持ち、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、コミュニケーション能力、主体性・積極性や異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成するため、国際理解教育を推進することは重要です。
- ② 各学校では、外国語教育の充実が図られ、ALTとのチームティーチングによる授業などをおして実践的なコミュニケーション能力を高めたり、地域に住む外国人を招いて異文化体験を行ったりするなどの実践的取組が広がっています。
- ③ 学習活動の中では体験活動や交流活動に加え、他を尊重し、自分の考えや思いを発信するなどの活動を充実させる必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 学校段階においてこれからの国際社会において自ら思考し判断し、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができる国際感覚を持った児童生徒の育成に努めます。
- ② グローバル化に対応した新しい英語教育の充実を図るため、国の動向を踏まえ、新学習指導要領の着実な実施など、計画的な取組を推進します。



ALTによる外国語の授業

【主な取組】

- ① 小学校において、外国語教育の早期化、授業時数の増加に対応するとともに、「聞くこと」や「話すこと」を中心とした活動の充実を図ります。小学校中学年では外国語に慣れ親しむ外国語活動、高学年では中学校への円滑な接続を図るための外国語科の授業づくりを推進します。
- ② 外国語による言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を身に付けられるよう、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図るとともに、総合的な学習の時間等において、国際理解に関する学習などの充実を図ります。
- ③ 各小・中学校においては、ALT等との交流を深めるなど、児童生徒が外国語を使ってコミュニケーションをとる機会の提供を推進します。
- ④ 我が国や外国の文化や習慣などを比べたり、調べたり、体験したりしたことについて、議論や発表するなどの幅広い学習活動の展開に努めます。
- ⑤ 中学生を対象とした英語技能検定助成事業を実施し、グローバル化社会で活躍できる人材と英語が好きな子どもたちを育成します。

Ⅱ－(6) 社会の変化に対応した教育の推進－エ 消費者教育

【現状と課題】

① 近年、消費者を取り巻く社会経済状況は厳しく、消費生活と経済社会との関わりが、グローバル化、高度情報化の進展等により多様化・複雑化し、地域・家族のつながりが弱まる中、消費者被害も多様化・深刻化しています。

このような中で、児童生徒の発達段階を踏まえ、消費生活についての基礎的な知識や基本的な考え方を習得させることによって、資源や環境に配慮し、消費者として適切に意思決定する能力や、責任を持って行動できる能力を育成することが求められています。

② 学校では、学習指導要領に基づき、物やお金の大切さに気付かせるとともに、計画的な使い方などの消費生活や消費者の権利と責任などについて学習しています。

また、クレジットカードの安易な使用や消費者金融への依存による多重債務や自己破産が社会問題化していることを理解させるとともに、消費者トラブルの未然防止や自立支援なども含めた消費者行政等についても学習しています。

【これからの施策の方向性】

① これからの変化の激しい社会において、自ら思考し判断することのできる金銭・金融感覚を持った児童生徒の育成を図ります。

② 消費者トラブルの防止など、児童生徒の発達段階に応じた消費者教育の充実に努めます。

③ 成年年齢の引き下げに対応した契約の重要性や、消費者保護に関する指導の充実に努めます。

④ 情報機器等を利用した架空請求など、多様化する問題に対応する能力を育成します。

【主な取組】

① 社会科、家庭科、特別活動等において、物の大切さ、勤労の価値と意義、健全な金銭感覚、金融の仕組み、消費者保護等について理解させ、消費者として主体的に判断し、責任をもって意思決定できるよう児童生徒の発達段階に応じた指導計画の整備や教職員の指導力の向上に努めます。

② 関係機関と連携し、金銭教育及び金融教育に関する研究推進を図るとともに、研究校の研究成果の普及に努めます。

③ 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」に基づいて、教育活動の全体を通じて、児童及び生徒の発達の段階に応じた消費者教育を推進します。

④ 情報機器等を利用した消費者トラブル等について、啓発資料の活用等を通して児童生徒の指導や保護者への啓発を推進します。



金融教育で学習する「マネープランゲーム」（有明中学校）

Ⅱ-(6) 社会の変化に対応した教育の推進—オ 主権者教育

【現状と課題】

- ① 公職選挙法の改正に伴う選挙権年齢引下げを受け、満18歳を迎えた高校生が、有権者として適切に行動できるよう、発達の段階において計画的な指導が行われています。
- ② 学校では、学習指導要領に基づき、主体的に社会の形成に参画しようとする態度や多面的・多角的に考察して表現する力の大切さに気付かせるとともに、副教材を活用した学習をしています。
- ③ 主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養や、よりよい社会の実現に向けて課題を主体的に解決しようとする態度の育成が必要です。

【これからの施策の方向性】

- ① 主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を発達の段階等に応じて身に付けさせます。
- ② 政治的中立性の確保に留意しながら、国家及び社会の責任ある形成者となるための政治的教養を高める教育の充実に努めます。

【主な取組】

- ① 各教科、総合的な学習の時間、特別活動等において、関係機関と連携して、模擬投票などの体験型の学習や出前授業等の主権者教育を計画的に実施します。
- ② 児童生徒が主体的に判断し、責任をもって意思決定できるよう発達の段階に応じた指導計画の作成や教職員の指導力の向上に努めます。



主権者教育（山重小学校）

Ⅱ 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

■計画期間における数値目標

項目	現 状		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	関連 施策
全国学力・学習状況調査における平均正答率	小6	国語	全国比+1.2 県比-1.0			全国平均を上回る。	全国平均を上回る。	(1)
		算数	全国比-2.6 県比-1.0			全国平均を上回る。	全国平均を上回る。	
	中3	国語	全国比-7.8 県比-5.0					
		数学	全国比-6.8 県比-4.0			県平均を上回る	全国平均を上回る。	
		英語	全国比-8.0 県比-5.0					
現状は令和元年度								
鹿児島学習定着度調査における平均正答率	小5	国語	県比-3.2					(1)
		算数	県比-0.8					
		社会	県比+0.5					
		理科	県比-0.7					
	中1	国語	県比-2.6					
		数学	県比-5.8					
		社会	県比-2.5					
	中2	理科	県比-4.4					
		英語	県比-7.9					
		国語	県比-1.7					
現状は令和元年度								
研究授業を通じた組織的な校内研修の実施率(小中)	100% (令和元年度)						100%	(3)
対象児童のうち、小学校入学時に移行支援シート等を活用して引継ぎを受けた割合	38% (令和元年度)		40%	50%	60%	80%	90%	(2)
対象児童のうち、中学校入学時に移行支援シート等を活用して引継ぎを受けた割合	100% (令和元年度)						100%	(2)
幼児と児童との交流を実施している小学校の割合	100% (令和元年度)						100%	(3)
ICTを活用して指導できる教員の割合	72% (令和元年度)						100%	(5)
体験的な環境学習の実施率(小中)	100% (令和元年度)						100%	(6) ア
福祉・ボランティアに関する体験活動の実施率(小中)	100% (令和元年度)						100%	(6) イ
ALTを活用した授業の実施校数	100% (令和元年度)						100%	(6) ウ
CEFR A1レベル(英検3級程度)相当以上の英語力を有すると思われる生徒の割合(中3)	13% (令和元年度)		30%	40%	50%	55%	60%	(6) ウ
CEFR B2レベル(英検準1級程度)相当以上の英語力を有すると思われる生徒の割合(中3)	0% (令和元年度)				1%		2%	(6) ウ

Ⅲ 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

Ⅲ-1) 開かれた学校づくり

【現状と課題】

- ① 各学校に学校運営協議会を設置し、P D C Aサイクル及び各取組への評価・改善を実施しています。
- ② 平成30年度の学校評価（自己評価）の実施率は、小・中学校とも100%であり、学校便りやホームページ等を活用して、その結果を公表しています。
- ③ 自己評価及び保護者など学校関係者による評価の実施・公表による開かれた学校づくりの取組の推進が求められています。

【これからの施策の方向性】

- ① 各学校で実施している学校評価を基にした学校運営のP D C Aサイクルの充実・改善に努めます。
- ② 地域に信頼される学校づくりを進めるため、各学校が家庭や地域に説明責任を果たすことにより、学校、家庭、地域の緊密な連携を推進します。
- ③ 保護者や地域住民への学校開放に関わる行事を推進し、市民一人一人が、志布志の教育について考える機運を高めます。
- ④ 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指して、学校全体で児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握するとともに、地域の教育資源や人材を生かし、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めます。

【主な取組】

- ① 各学校が、評価結果の公表など積極的な情報公開やその結果に基づく各教科の授業改善をはじめとする学校運営の改善を図る取組を推進します。
- ② 全国学力・学習状況調査、鹿児島学習定着度調査等の客観的なデータをもとに、各学校が校内におけるP D C Aサイクルを構築し、アクションプランを作成・実施し、成果や課題を把握しながら、計画的、具体的な改善を行うよう指導します。また、公表することにより、学校、家庭、地域が学校の課題を共有し、連携して学校改善が図られるよう具体的取組を推進します。
- ③ 学校からの評価報告書に基づいた学校現場における業務改善を推進しながら、教職員の研修機会の確保にも努め、教職員の資質向上を図ります。
- ④ 11月の「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」における取組をはじめ、学校運営協議会と地域学校協働活動が連携して「地域とともにある学校づくり」を推進します。



県民週間における学習発表会（森山小学校）

Ⅲ－(2) 学校運営の充実

【現状と課題】

① 各学校の教育目標が達成されるためには、体系的な教育が組織的に行われなければならない。そのためには、管理職が社会の要請に的確に対応できる明確なビジョンのもと指導力を発揮することが求められています。

② 市内全小・中学校に市独自で学校助手及び司書補を配置しています。また、個別の支援が必要な児童生徒が在籍している学校にも、市独自で特別支援教育支援員、補助教員及び医療的ケア支援員を配置して



特別支援教育支援員研修会

います。小学校外国語支援講師やS S W等を配置し、学校運営を補助しています。

③ 学校自己評価及び学校関係者評価の結果を踏まえた学校運営の改善が図られています。

④ 教職員の資質向上を図るため、管理職研修会等を通して更なる質的向上を図る必要があります。

⑤ 学校における課題が複雑化・多様化する中、学校の役割は拡大せざるを得ない状況となっており、一方で教員の長時間勤務という形で表れています。

⑥ 学校と地域の人々が学校運営についての目標を共有し、一体となって地域の子どもたちを育てていくためには、保護者や地域住民等が学校運営に参画することがこれまで以上に求められています。

【これからの施策の方向性】

① 管理職をはじめ、教職員の資質向上を図るため、必要な取組を推進します。

② 学校の組織体制及び指導体制の充実を図るため、研修会の開催や適正な教職員配置等を推進します。

③ 学校の教職員以外の心理や福祉、法律相談等の専門スタッフ等の多様な人材が、それぞれ異なる専門性を生かし、連携・分担して課題に対応する「チーム学校」の実現に向けた取組を推進します。

【主な取組】

① 管理職をはじめ、教職員の資質向上を図るため、各種の研修会や指導力向上のための必要な取組を推進します。

② 学校の組織体制及び指導体制の充実を図るため、教職員評価制度、学校関係者評価等を活用して、学校の活性化に努めます。

③ 本市の児童生徒の実態をきめ細かく分析し、家庭や地域と一体となった学校運営が進められるように問題の改善のための手立てを提言します。

Ⅲ-(3) 市立幼稚園、小・中学校の在り方

【現状と課題】

- ① 本市には、市立の幼稚園が1園、小学校が16校、中学校が5校あります。幼稚園は定員35人に対し6人が通園しています。小学校は129学級1,793人、中学校は37学級793人が通っていますが、児童生徒数は減少傾向にあります。
- ② へき地校である潤ヶ野、田之浦、森山小学校へ特認校制度を導入し、平成28年度は9人の利用でしたが、令和元年度は39人の利用と特認校生は年々増加しています。
- ③ 本市における小中一貫型教育の在り方について、志布志市小中一貫教育推進協議会を設置し準備を進め、平成30年4月に伊崎田小学校、伊崎田中学校を小中一貫型小・中学校の先行モデル校として「伊崎田学園」を開校しました。
- ④ 山重幼稚園においては、平成27年度に子ども・子育て支援新制度がスタートし、認定子ども園の開設が増加したこと等に伴い、年々園児数が減少しています。また、令和元年10月から子ども・子育て支援法の一部改正により幼児教育・保育の無償化が始まりました。



伊崎田学園開校式

【これからの施策の方向性】

- ① 市立山重幼稚園は、園児数の減少に伴い、これからの在り方について検討を行います。
- ② 学校再編については、志布志地区中学校の次に有明地区中学校について検討することとしていますが、学校再編基本計画を作る過程で行った中学校区単位での意見交換会等での意見等を踏まえると有明地区については機が熟していないと判断しています。
- ③ 増加傾向にある特認校生に対応するため、運行方法の見直しや、他の交通体系も含めた総合的な事業展開の検討が必要です。

【主な取組】

- ① 本市における小中一貫型教育の在り方について、伊崎田学園において実践的研究を進め、他中学校区の小中連携の充実改善に生かしていきます。

Ⅲ-(4) へき地・小規模校教育の振興

【現状と課題】

- ① へき地等には、豊かな自然や大切に守られてきた地域の伝統芸能など様々な教育資源が見られ、へき地校では、総合的な学習の時間等で、地域の伝統文化などを生かした特色ある教育活動が展開されています。
- ② 本市の小・中学校の約48%は、へき地等にありま。また、小学校の約88%は11学級以下の小規模校であり、小学校では6校が複式学級を有しています。児童生徒の約25%は、へき地等の小規模校で学んでいます。これらのことから、へき地・小規模校教育の振興を図ることは、本市教育の振興を図る上で重要です。



小規模校の教育活動

【これからの施策の方向性】

- ① へき地・小規模校ならではの「よさ」を積極的に生かした特色ある教育活動を推進します。
- ② 複式学級の指導の在り方や各教科等の授業の進め方等に係る教職員の指導力の向上を図るとともに、へき地・小規模校に勤務する教職員の研修機会の確保に努めます。

【主な取組】

- ① へき地・複式教育指導資料の活用や実践事例の紹介やICT機器等を活用した教育方法の改善等を行うことにより、へき地・複式教育の充実に努めます。
- ② 市街地区と農村地区の小学校の集合学習や合同の宿泊学習、修学旅行等を行い、大人数での学びや生活を体験させた上で、中学校への円滑な接続を図り、へき地・小規模校の活性化に努めます。
- ③ 各中学校区で小中連携研修会を実施し、授業を通じた交流や情報連携を進め、中学校入学時における様々な段差の解消を図ります。また、伊崎田学園の小中一貫型教育の実践を参考に、市内における小中一貫教育を推進します。



潤ヶ野小学校・田之浦小学校・森山小学校の交流学习

Ⅲ-(5) 教職員の資質向上

【現状と課題】

- ① 児童生徒が、基礎的・基本的な学力を含め、心豊かにたくましく生きる力を身に付けるとともに、それぞれの個性や能力を伸ばすような教育が行われるよう、教育者としての使命感や責任感、教育の専門家としての確かな力量など、教職員の資質能力の更なる向上が求められています。
- ② 教職員の資質向上を図るため、かごしま教員育成指標及び教員等研修計画を踏まえ、研修の各段階での取組の充実を図っています。また、学力向上や教職員としてのモラルの向上のために市内の全教職員を対象とした研修会や教員同士の交流を一層進める必要があります。
- ③ 信頼される学校づくりのため、教職員の資質能力の向上を図る必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 教職員としてふさわしい優れた人材の確保に努めるとともに、教職員の人事評価の一層の充実などにより、適切な人事管理に努めます。
- ② 機会をとらえた適切なサービス指導を行うことで、サービス規律の厳正確保に努めます。
- ③ かごしま教員育成指標及び教員等研修計画に基づき、教職員研修の内容の充実、精選、効率化を図り、教職員の資質向上に努めます。
- ④ 「信頼される学校づくりのための委員会」の充実を図り、学校の活性化対策を話し合い、実践することで、教職員の所属感や自己有用感の高揚を図ります。

【主な取組】

- ① 教職員の人事評価を一層充実させ教職員一人一人の資質向上を図るとともに、学校組織の活性化に努めます。
- ② 「かごしま教員育成指標」の理解促進を図り、教職員のライフステージに応じた各種研修の改善・充実に取り組めます。
- ③ 各学校に指導主事や包括連携協定を結んでいる鹿児島大学の教官を外部講師として派遣し、校内研修の充実を図ります。
- ④ 教職員の自主的な研修を奨励し、そのリーダーや推進役となる教職員を育成します。
- ⑤ 良好な教育環境を子どもたちに提供するため、資質の向上を必要とする教員に対しては、指導改善研修等を実施し、指導力の改善を図ります。
- ⑥ 信頼される学校づくりのために、サービス規律に関する指導の徹底を図ります。
- ⑦ 学力向上や教職員としてのモラルの向上を図るために、全教職員を対象とした教育講演会を実施し、教職員の識見を高めます。



教育講演会（志布志市文化会館）

Ⅲ－(6) 安全・安心な学校づくり

【現状と課題】

- ① 近年、学校や通学路での子どもに関わる事件・事故が発生しています。子どもが安心して教育を受けられるよう、学校、家庭及び地域の連携を深め、学校における安全管理に関する取組を一層充実させる必要があります。
- ② 本市の公立小中学校施設の耐震化率は、平成27年度末までに対象となる全ての施設の耐震補強工事を完了したため、100%を達成しています。一方で耐震補強の必要はないものの老朽化が著しい施設も数多く残っているため、平成28年度以降、年次的に改修を行っており。今後も計画的に改修を行っていく必要があります。
- ③ 平成30年度に文部科学省の学校安全総合支援事業の委託を受け、モデル校である通山小学校と有明中学校を中心に、地震・津波に対する防災教育を推進しました。また、令和元年度は野神小学校と松山中学校を中心にすべての学校で防災教育を推進しています。

【これからの施策の方向性】

- ① 警察等関係機関と連携し、子どもへの安全教育を推進するとともに、各学校の安全管理体制の整備を推進します。
- ② 学校施設については、継続的に調査を実施し、老朽化対策及び非構造部材の耐震化を図ります。
- ③ 本市は、地震、津波、風水害等の自然災害等の危険がある地域であることから、鹿児島地方気象台や地域の防災組織等と連携し、実践的な防災教育を推進します。

【主な取組】

- ① 「志布志市立学校10の防災指針」をもとに「危機管理マニュアル」や学校安全計画の見直しを行い、各学校で安全体制を整備します。
- ② 学校安全教室や避難訓練等の実施により、子どもに危険予測・回避能力を身に付けさせる安全教育を推進します。
- ③ 学校・家庭・地域、警察やスクールガードリーダー等の関係機関と連携し、不審者情報等、子どもの安全に関する情報を共有し、事件・事故及び自然災害からの安全確保を図ります。
- ④ 小中学校施設の老朽化及び非構造部材の耐震化対策を促進するための実施計画を策定し、緊急性の高いものから優先的に整備します。併せて、避難所として指定されている学校施設の防災機能の充実を図ります。



津波てんでんこ（通山小学校）

Ⅲ-(7) 子育て世代の就学支援と「学びのセーフティネット」の充実

【現状と課題】

- ① 経済的理由により就学困難と認められる小中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費などの就学援助を実施していますが、児童生徒が減少する中において援助を受ける児童生徒は増加傾向にあります。平成30年度に就学援助を受給している児童生徒は2,544人中622人で、4人に1人が受給しています。全国では7人に1人が受給しているとされており、本市は全国よりも受給割合が高くなっています。
- ② 経済的理由により高等学校等への就学が困難な方々へ奨学金を貸与しています。本市は平成28年度以降、奨学金制度の利便性の向上を図り、所得制限の撤廃や返還期間の延長及び貸与額を従来の月額3万円から、月額3万円又は5万円の選択制とするなど改正を行ってきました。その結果、令和元年度の貸与申請者数は平成27年度申請者数に対して213%と倍増となりました。
- ③ 奨学金の滞納額は平成27年度は1,000万円を超えていましたが、制度への理解周知、口座振替の利用促進及び定期的な督促等により令和元年度滞納額は540万円となっています。

【これからの施策の方向性】

- ① 生活困窮世帯の子どもは、自尊感情の醸成、社会技能や生活環境の向上といった生活面の課題を抱えている場合があることや、子どもとの関わりが少ない親等の養育に関するため、居場所の提供や親への養育支援等や地域における家庭教育支援の推進に向けた子育て支援との連携を進めます。
- ② 家庭の経済状況に関わらず、安心して全ての子どもが質の高い教育を平等に受けられるよう、就学援助は学びのセーフティネットとしての役割を果たしていることから、就学援助制度の充実を図ります。
- ③ 経済的理由により高等学校等への就学が困難な全ての生徒が、希望する学校に進学できるよう奨学金制度を持続可能なものとするために、引き続き、その財源となる奨学金返還金の徴収率向上を目指します。

【主な取組】

- ① 子どもの貧困対策については、学校をプラットフォームとした総合的な対応を図るため、福祉等の関係部局やスクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携しながら、学校・保護者に対して、支援事業や教育相談等の情報発信を行います。
- ② 学校教育法で経済的理由によって就学が困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないとされていること及び対象費目が拡充されていること等を踏まえ、就学援助制度の予算の確保と適切な実施に努めます。
- ③ 奨学金制度の周知や積極的な活用の促進を図るなど、経済的理由により支援が必要な生徒に対して、確実に支援が行われるような取組を推進します。

Ⅲ-(8) 安全な学校給食の推進

【現状と課題】

- ① 食に関する価値観やライフスタイルの多様化により、朝食の欠食などの食生活の乱れ、肥満や過度のやせなどが見受けられます。
- ② 学校・家庭・地域が連携して食育を推進する必要があります。
- ③ 地場産物の活用や郷土料理の提供を通して、特産品や伝統に対する理解を深め、食への関心を高める必要があります。
- ④ アレルギー疾患のある児童生徒が増加する傾向にあります。



地場産物を使用した学校給食

【これからの施策の方向性】

- ① 広く家庭や地域社会と連携し、試食会、交流給食、家庭教育学級等での食育講話を通して情報提供し、食育の推進を図ります。
- ② 地場産物を積極的に活用し、地域の特産品や郷土料理に対する理解と関心を深めるように努めます。
- ③ 本市の特産物であるはも、うなぎ、黒豚等を給食に提供し、児童生徒に食材への理解と感謝の心を育てます。
- ④ 児童生徒が安心安全においしく食べられる、魅力ある学校給食作りに努めます。

【主な取組】

- ① 規則正しい食生活を習得するための見本となる学校給食とし、栄養教諭がそれを活用した食に関する指導に努めます。
- ② 地場産物や郷土食等を取り入れた献立に努めます。
- ③ 安心・安全な給食を提供するため、給食業務における衛生管理の徹底に努めます。
- ④ 食物アレルギーのある児童生徒にも代替食を安全に提供できるよう取り組みます。



特産品献立（うなぎの蒲焼き）

Ⅲ 信頼される学校づくり

■計画期間における数値目標

項 目	現 状	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	関連 施策
自己評価、学校関係者評価 の実施率及びその結果の公表	100% (令和元年度)		(継続)		→	100%	(1)
校種間連携による教科等の 研修会の実施	100% (令和元年度)		(継続)		→	100%	(2)
屋内運動場等の照明器具な どの落下防止対策実施率	100% (令和元年度)		(継続)	100%	→	100%	(6)
避難訓練等を年3回以上実 施している学校の割合	100% (令和元年度)		(継続)		→	100%	(6)
奨学金返還金徴収率	88% (平成30年度)	90%	→	95%	→	98%	(7)

Ⅳ 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

Ⅳ-（1）地域ぐるみでの子どもの育成

【現状と課題】

- ① 本市には、「創年と子どものまち宣言事業」や「子ほめ条例」など、子どもとの交流や育成活動に多くの市民が参加するなど、子どもたちの教育への関心と期待も大きく、また、熱心に取り組む気風もあります。
- ② 官民一体となった生涯学習を進めてきた本市においては、ほとんどの小中学校で、総合的な学習の時間等の講師や環境美化、登下校時の安全指導などで、地域の方々がボランティアとして学校教育に協力しています。
- ③ 本市には、その名の示すとおり、自己実現への向上の精神(志)や思いやりの心(志)が残っていることに加え、教育を大事にする伝統があります。このような志布志の特性を生かした、志布志らしい「地域の中の学校」づくりを推進していくことが必要です。
- ④ 今後は学校支援活動を基盤とし、地域内のより多くの地域住民や団体等が連携・協働し、子どもたちの成長を支える「地域学校協働活動」として、多様な活動を展開していく必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 青少年育成市民会議などのように、地域が学校を支援するための体制づくりを推進します。
- ② 地域ボランティアが活用しやすい体制を作るためのコーディネーターの育成に努めるとともに、団体の育成を図ります。
- ③ 創年市民大学など子どもたちとの交流のための指導者養成の場を整備し、積極的な人材活用を図ります。
- ④ 次代を担う子どもたちの成長に向け、多くの地域住民や多様な団体等が連携・協働した「地域学校協働活動」を推進します。
- ⑤ 地域と学校の活動をつなぐ地域学校協働活動推進員等の養成と資質向上に努めます。
- ⑥ 多くの地域住民や多様な団体等の理解と参画を得て、県全域で「地域学校協働活動」の取組がなされるように、広報・啓発に努めます。

【主な取組】

- ① 地域学校協働活動を推進するための体制を整備します。
- ② 志布志の教育的伝統や風土を生かしながら、地域による学校支援を推進します。
- ③ 青少年育成推進員など、学校と地域住民や民間団体をつなぐコーディネーターを養成するため、青少年育成研修会を実施します。
- ④ 知識や技術を有する社会人を学校教育活動に活用し、地域塾事業など休日等に子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、学習活動や体験活動等を実施し、その健全な育成を図る取組を推進します。

IV-(2) 地域を支える次世代の人づくり

【現状と課題】

- ① 地域の中で大人や異年齢の子どもと交流し、様々な体験を積み重ねることで、豊かな人間性や主体性、社会性、責任感などの資質は、育まれるものであり、地域は子どもが生活し成長する場として、重要な役割を果たしています。
- ② 鹿児島には、青少年の心と体を育てる教育的な風土や伝統、「負けるな、嘘を言うな、弱い者をいじめるな」など道徳心や真の勇気を唱える独自の教育伝承があります。また、本市には、「きらり輝く三つのおしえ」など人づくりの理念もあります。これらの教育的資源を生かしながら、郷土に誇りを持ち、心身ともにたくましい子どもを地域ぐるみで育成することが求められています。
- ③ 本市では、異年齢による精神鍛錬や学習の場等を設定して活動する地域塾や子ども会、ジュニア・リーダークラブ等青少年を主体とした団体が活動していますが、少子化による会員の減少、部活動やスポーツ少年団などとの両立などの課題があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 地域社会に蓄積された様々な知恵を生かし、学校、家庭及び地域が一体となった青少年の健全育成を推進し、地域を支える人材を育成します。（「青少年育成の日」（第3土曜日）・「家庭の日」（第3日曜日）の周知・徹底を図ります。）
- ② 次代へ引き継ぐ理念を掲げ、異年齢による精神鍛錬や学習の場を設定して活動する地域塾の市内全域への広がりや活動内容の質的向上を図ります。
- ③ 青少年のリーダーや指導者の育成を図るとともに、青少年健全育成の気運の醸成を図ります。

【主な取組】

- ① 地域を学ぶ地域塾事業（青少年育成校区民会議が行う青少年を対象とした諸活動）の市内全域での取組を推進するため、市報や冊子を配布するなど地域塾活動の広報啓発などに取り組みます。
- ② 郷土に誇りを持ち、次代を担う国際人として通用する青少年リーダーを育成するため、地域塾事業やインリーダークラブ、ジュニア・リーダークラブ研修事業、青少年研修事業などを実施するとともに、指導者育成のための研修を実施します。
- ③ 青少年育成校区民会議などを中心に、安全・安心な活動拠点を設け、学習活動や体験活動、地域住民との交流活動等を実施するなど、健全な育成を図る取組を推進します。
- ④ 活動の中核となる中・高校生リーダーや大人の指導者を育成するため、社会教育の指導者を育成する研修を実施します。

IV-(3) 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり

【現状と課題】

- ① 各単位PTAや校区公民館による「愛のパトロール」は、実施されており、地域全体で子どもを見守る体制づくりの強化が求められています。
- ② 全国的に、児童生徒が犠牲者となる事件・事故が発生しており、社会的に大きな問題となっています。本市においても、声かけ事案が発生していることから、特に登下校時の児童生徒の安全確保が課題です。

【これからの施策の方向性】

- ① 家庭、学校、地域、警察等の関係機関が連携して、地域全体で子どもの安全を見守る体制を整備します。

【主な取組】

- ① 地域ボランティア等の協力を得て、地域全体で子どもの安全を見守っているという雰囲気の醸成を図ります。
- ② 地域のボランティア団体や防犯組織、「子ども110番の家」等との連携を強化することにより、地域ぐるみで安全確保の取組を推進します。
- ③ スクールガード・リーダーの委嘱を推進するとともに、学校安全ボランティアであるスクールガードの養成・研修を推進します。
- ④ 全ての小中学校で作成・活用している「安全マップ」について、PTAや地域住民等と連携しながら見直しを行い、更なる活用を図ります。
- ⑤ インターネットやSNS等に係る子どもの問題行動を未然に防止するため、利用に関する研修の充実を図り、適正な利用の取組を推進します。
- ⑥ 警察等と連携し、不審者情報などの児童生徒の安全に関する情報の共有を図り、事件・事故の未然防止に努めます。
- ⑦ 学校安全教室や避難訓練等の実施により、児童生徒に危険予測・危険回避能力を身に付けさせるための安全教育を積極的に推進します。

IV-(4) 家庭の教育力の向上

【現状と課題】

- ① 核家族化や少子化、地域の連帯意識の希薄化等により、子育てに対する不安や悩みを抱えながらも相談できない、学習機会があっても時間的にゆとりがなく参加できないなど、子育てに焦りを感じたり、自信をもてなかつたりする保護者も見られます。
- ② 家庭教育は全ての教育の原点であり、基本的な生活習慣や善悪の判断を身に付けさせ、思いやりの心や感動する心などの豊かな人間性を育む上で、極めて重要な役割を担っていますが、近年指摘されている家庭の教育力の低下への対応として、各家庭の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を高めるための支援を進める必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 地域ぐるみで子育てを支援する基盤の整備に努めます。
- ② 「鹿児島県家庭教育支援条例」の趣旨を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭が教育の原点であることの基本認識に立ち、家庭教育に関する学習機会の充実を図り、家庭の教育力の向上に努めます。
- ③ 保護者を対象とした相談体制の整備を図るとともに、家庭教育に関する情報の提供に努めます。

【主な取組】

- ① 本市には地域社会における人と人とのつながりなど、良き伝統が残っており、それらを活かして子育てなど家庭教育に関する取組を地域全体で推進します。
- ② 「家庭の日」(第3日曜日)を生かした、家族のふれあう機会の推進に努めます。
- ③ 家庭教育学級など家庭教育に関する保護者の学習機会を設けるとともに、内容の充実に努めます。
- ④ 地域子育て支援センターと連携し、子育てに関して気軽に相談できる機会を充実させるとともに、相談に適切に対応できる人材の育成に努めるなど家庭教育に関する相談体制の整備を図ります。
- ⑤ 子育てに関する講座や「志アップ子育て手帳」「家庭教育だより」等の家庭教育啓発資料等、子育てに関する機会・情報を提供します。
- ⑥ 幼稚園、保育所、認定子ども園等を活用した子育て支援の取組を推進します。

IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

■計画期間における数値目標

項目	現 状	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	関連 施策
地域の行事に参加している 児童生徒の割合(全国学 力・学習状況調査質問紙調	小学校62.1% 中学校52.7% (平成30年度)		小学校72.2 中学校54.2			小学校72.2 中学校54.2	(2)
家庭教育学級の参加率	86.9% (平成30年度)	88.5%	90.0%			90.0%	(4)
社会教育研修へのPTA会員 の参加率	73.6% (平成30年度)		75.0%			75.0%	(4)

V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

V-(1) 生涯学習環境の充実

【現状と課題】

- ① 人生100年時代を見据え、人々がそれぞれのニーズに応じた多様な学習や学び直しの機会を充実させ、その学習成果を社会に生かしていくことができる生涯学習社会を構築することが求められています。
- ② 社会の急激な変化に伴い、一人一人が社会の中で自立して、他者と共生（連携）・協働しながら生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付ける必要があります。
- ③ 本市では、NPO志布志生涯学習センターを中核施設として官民一体となった生涯学習の充実に努めており、市民の多様化・高度化するニーズに対応した学習機会の提供や、生涯学習講座、創年市民大学等の事業の充実に努めています。

【これからの施策の方向性】

- ① 市民の多様なニーズに対応した学習機会の提供を図るため、生涯学習講座・創年市民大学等の充実に努めます。
- ② 人々が生きがいをもって社会に参加し、地域社会の活力の維持向上を図るため、地域づくりの中核を担う人材の育成に努めます。
- ③ 生涯学習に関する情報を適宜発信し、市民が必要な情報を得られるように努めます。

【主な取組】

- ① 市民のニーズに対応した生涯学習講座の開設を推進するため、生涯学習推進委員会の活用促進を図ります。
- ② NPO志布志生涯学習センターでは、生涯学習課、条例公民館と連携しながら、各種講座や指導者・講師、各種イベントなど生涯学習に関する情報を広く市民に提供します。
- ③ 文化会館、図書館、公民館等の社会教育施設における講座や研修会を充実します。特に、地域における生涯学習の拠点であり、地域づくりの拠点でもある公民館の活動を支援します。
- ④ 志布志創年市民大学では、大学やNPO等と連携しながら地域の自然や産業・歴史・文化など、地域のよさを知り、地域を愛する地元学をテーマにした講座等を開設するとともに、全国のまちづくりの先進事例を学習しながら、生涯学習のまちづくりを実践・研究する人財づくりを行います。
- ⑤ 青少年育成の日である第3土曜日を有意義に活用し、子どもたちに主体的に「生きる力」を身に付けてもらうために、体験学習及び関係機関の催しを積極的に案内します。また、パソコン、料理、工作、手芸、スポーツなど楽しい講座を計画し、子どもの頃から生涯学習にふれあう環境を整えていきます。



創年市民大学「しぶし KIKIKI 夢発見塾」

V-(2) 生涯スポーツの推進

【現状と課題】

- ① 全ての市民が、いつでも、どこでも、誰でもそれぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたって主体的にスポーツに親しむことは、体力の向上や健康の保持増進はもとより、明るく豊かで活力ある生活や社会づくりにつながることから、生涯スポーツの推進を図る必要があります。
- ② 生涯にわたり明るく心豊かな生活を送り、いつでも、どこでも、誰でも、気軽に、いつまでもスポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現を目標とした「志布志市スポーツ振興計画（R2～R6）」を令和2年7月に策定し、市民の健康づくりや体力づくりに取り組んでいます。
- ③ スポーツイベントを通して、スポーツに慣れ親しむ機会を提供するとともに、スポーツを活用したまちづくりを行う事業展開を図る必要があります。
- ④ スポーツ施設においては、各地域にそれぞれ拠点となるような施設が整備されていますが、身近なスポーツ施設として適切・快適な環境整備を計画的に図る必要があります。
- ⑤ 本市は2020年に「燃ゆる感動かごしま国体」の成年男子サッカー競技の開催地となっており、これを契機に市民のスポーツへの機運を更に高めていく必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 年齢や性別、障がい等を問わず、市民誰もが、スポーツに参画する社会の環境整備と幸福で豊かな生活を営むことができる社会づくりを目標とした「志あふれる生涯スポーツのまち」を推進し、市民の健康づくりや体力づくりを推進します。
- ② 年齢を問わず楽しむことができるニュースポーツを広く紹介し、体力づくりや健康づくりの場として、レクリエーション・スポーツ教室の開催に努めます。
- ③ 青少年を含む市民のスポーツ活動の支援のために、体育協会やスポーツ推進委員・スポーツ少年団等のスポーツ関係団体等との連携を図りながら、より一層のスポーツ・レクリエーションの推進に努めます。
- ④ 既存のスポーツイベントだけでなく、多様化・高度化したスポーツニーズを捉え、効率的・効果的で特性に応じたスポーツ事業の展開と交流の場の提供に努めます。
- ⑤ 「志布志市スポーツ振興計画」に基づき具体的な「スポーツ施設整備計画」を策定し、効率的かつ計画的な施設整備に努めます。

【主な取組】

- ① 「志布志市スポーツ振興計画」に基づき、市民のスポーツ活動や健康づくりへの参加啓発を推進し、生涯スポーツへの意識の高揚に努めます。
- ② 各種スポーツ教室の開催やまちづくり出前講座によるニュースポーツの普及・啓発に努めるとともに、スポーツ推進委員活動の充実を図ります。
- ③ 小・中学校の体育施設開放について、より多くの市民が利用できるよう一層の普及・啓発を図ります。

V-(3) 競技スポーツの推進

【現状と課題】

- ① 本市出身のスポーツ選手が県大会や全国大会・国際大会等各種大会で活躍することは、市民に夢と感動と活力を与えるとともに、スポーツ活動をとおした青少年の健全育成に寄与しています。また、スポーツに対する関心を高め、競技人口を増加させるなど本市のスポーツ振興に重要な役割を果たしています。
- ② 本市においては、競技スポーツ人口は限られており、市体育協会加盟団体の各競技の底辺拡大とスポーツ少年団や中高生の部活動との連携を図り、発育・発達段階に応じたジュニア選手の育成及び指導者の養成などに努める必要があります。
- ③ 「燃ゆる感動かごしま国体」成年男子サッカー競技開催後も、更なる競技力向上やスポーツ振興が図られるよう指導体制の充実及び選手の育成・強化に継続して取り組む必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 市体育協会加盟の各競技団体やスポーツ関係機関との連携を図りながら、市民の競技力向上に関する意識の高揚に努めるとともに、指導体制の充実・支援及び選手の育成強化などを推進します。
- ② 各種大会等において、スポーツボランティアの支援体制を確立することにより、競技意識の高揚と大会運営に寄与していくため、支援体制の育成・強化に努めます。
- ③ これまでのスポーツ振興に寄与していただいた功労者や優良競技者・団体を顕彰することにより、市民の競技意識の高揚と表彰者の更なる飛躍に寄与します。

【主な取組】

- ① 各種研修会や講習会の開催及び県外研修会への派遣などにより各競技団体における指導体制の整備充実を図ります。
- ② 全国大会、九州大会出場者等への経費助成や大会優勝者については、市の広報誌や懸垂幕設置等を活用して市民への情報提供に努めます。
- ③ ジョガー駅伝、志布志みなとサッカーフェスティバル等の各種スポーツ大会の充実を図り、競技人口の底辺拡大と継続した選手強化に努めます。

V-(4) 文化芸術活動の促進

【現状と課題】

- ① 文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いであり、自主性や創造性が尊重され、多彩で特色ある地域の文化芸術が創造され、心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に向けて文化芸術を振興することが重要です。
- ② 文化芸術を将来にわたって発展させていくためには、文化芸術を支える人材の育成を図るとともに、文化施設等を積極的に活用する必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 文化に対する認識を深めるために、優れた芸術・文化の鑑賞活動の推進や発表機会の拡充を図り、文化基盤の整備・充実に努めます。
- ② 文化協会や自主グループの活動・研修を通して、会員の資質向上と推進体制の充実に努めます。
- ③ 青少年を対象とした芸術鑑賞や文化交流等の推進など豊かな感性を育みながら、地域に根ざした次世代の文化芸術の振興に努めます。
- ④ 自主文化事業の充実に努め、芸術性の高い文化的刺激により、地域文化の向上と市のイメージアップを図り、文化のまちづくりを推進します。

【主な取組】

- ① 子どもの頃から身近な場所で多様な文化芸術を鑑賞し、体験できる機会を多く持てる環境づくりを推進します。
- ② 市内をはじめ国内外で活躍するアーティストの公演等により、文化あふれる志布志の発信を推進します。
- ③ 文化施設などを活用した鑑賞や体験の機会の創出を推進します。
- ④ 文化協会や自主グループの活動を通じて、市民の文化芸術への理解の促進を図り、生涯学習講座の充実と質的向上に努めます。
- ⑤ 青少年音楽祭など市内の小中高校生との交流によって、相互の文化芸術への理解の促進を図るとともに、その質的向上に努めます。
- ⑥ 子どもたちが優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動へ参加できる機会の拡充に努め、鑑賞事業の開催に当たっては、地域間のバランス等を考慮し、鑑賞機会が等しく確保されるよう努めます。



文化芸術による子供育成総合事業（舞踊）

V-(5) 地域文化の継承・発展

【現状と課題】

- ① 本市では地域の自然、歴史及び風土に根ざした多彩な文化芸術が育まれ、人々の地域に生きる誇りを醸成し、地域のコミュニティを支える大きな力となっています。
- ② 本市には、個性豊かな郷土芸能や伝統行事、方言、史跡など多くの文化資産がありますが、少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより、保存・継承が難しくなっています。
- ③ 市民が郷土芸能や伝統行事等に接する機会が少なくなってきました。



神舞の伝承活動（蓬原小学校）

【これからの施策の方向性】

- ① 市内に伝わる地域の郷土芸能や伝統行事等の担い手を育成するとともに、方言や遺訓など志布志独自の地域文化の次世代への継承に努めます。

【主な取組】

- ① 地域に残る教えや言い伝えなどを地域の貴重な文化としてとらえ、現代にも生かすため、その普及を図るとともに、郷土の歴史や文化への関心を高め、郷土に誇りを持つ心を醸成します。
- ② 民俗芸能大会を定期的に行うことにより、地域の郷土芸能や伝統行事等に関する公演の機会を確保し、子どもの参加を促進するとともに、地域塾等事業に地域の高齢者などを活用して伝統行事や方言の継承を図ります。
- ③ 地域の郷土芸能や伝統行事等を後世に伝えるため、映像による記録・保存に努めます。



第5回 民俗芸能大会（2019年）

V-(6) 文化財の保存・活用

【現状と課題】

- ① 総面積289.47km²を有する本市には、国の特別天然記念物の枇榔島亜熱帯性植物群落などの豊かな自然をはじめ、個性豊かな郷土芸能や伝統行事、史跡など多くの文化財があり、なかでも続日本100名城に選定された志布志城跡や令和元年度に日本遺産に指定された志布志麓など、地域や国民共有の貴重な財産として守り伝えられてきています。
- ② 少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより、文化財の保存・継承が難しくなっており、後継者育成や地域の歴史を学ぶこと等を目的として文化財愛護会の拡充・強化が求められています。
- ③ 子どもたちをはじめ、市民が郷土の歴史や身近な文化財に触れ、学び、親しむことなどにより、郷土を愛する心を醸成することが求められています。
- ④ 市内に伝わる地域の郷土芸能や伝統芸能等の担い手を育成するとともに、地域の文化財の活用を図り、これらを活かした地域づくりが展開されることが必要です。

【これからの施策の方向性】

- ① 次世代に継承すべき文化財について、指定・登録等による保護を推進するとともに文化財を活用した学習の場の提供に努めます。
- ② 地域に残る郷土芸能や伝統行事などを保存・継承するとともに、これらや史跡などの文化財を活かした地域づくりの促進に努めます。
- ③ 豊かな自然や地域の文化財等の学校教育や地域活動への活用を促進します。

【主な取組】

- ① 次世代に継承すべき文化財について、文化庁や県教育委員会の指導・助言を求めながら、国・県・市指定や国登録等を推進します。
- ② 埋蔵文化財センター、松山歴史民俗資料館、有明農業歴史資料館等において、文化財や地域の歴史、文化に関する学習機会を提供し、文化財愛護思想の普及・啓発を図ります。
- ③ 国や県の支援・助成を得ながら、学習の場として史跡などの整備を図るとともに、発掘する遺跡を公開し、学習や体験活動の場として提供します。
- ④ 文化財保護指導員、文化財愛護会及び民俗芸能等保存会の活動事例の情報を提供し、活動の活性化を図るとともに、地域の文化財を総合的に活用した地域づくりを促進します。
- ⑤ 文化財に関する指導・助言者等の情報提供を行い、学校教育や地域活動への郷土芸能や伝統行事、史跡の活用を促進します。特に、学校においては、特色ある学校づくりや学校行事、総合的な学習の時間などに、身近な文化財や地域の歴史の活用を促進します。
- ⑥ 名勝志布志麓庭園整備事業、志布志城史跡公園保存整備事業、日本遺産魅力発信推進事業など、国の補助を活用しながら観光面を含めた文化財の保存・活用に努めます。

V 生涯学習社会へ向けた環境づくりとスポーツ・文化の振興

■計画期間における数値目標

項 目	現 状	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	関連 施策
生涯学習講座の受講者数	2,774人 (平成30年度)	3,000人				3,000人	(1)
図書館の年間利用者数	99,842人 (平成30年度)	100,000人				100,000人	(1)
文化会館ホール入場者数	27,233人 (平成30年度)	30,000人				30,000人	(4)
指定文化財件数(国・県・市 指定文化財)	107件 (平成30年度)	109件	111件	113件	115件	117件	(6)
文化財愛護活動を行っている 市民の数	151人 (平成30年度)	155人	160人	165人	170人	175人	(6)
埋蔵文化財センターの年間 利用者数	4,828人 (平成30年度)	5,000人	5,000人	5,000人	5,000人	5,000人	(6)

第5章 重点プロジェクト

各施策の具現化を図るため、今後5年間、次のプロジェクトを重点的に推進します。

プロジェクト1	教育環境の整備促進プロジェクト	教育総務課
----------------	------------------------	--------------

■ プロジェクトの概要

本市が管理する学校施設は古くは昭和23年から整備されてきており、耐震性の判定の対象となった80棟の校舎、屋内運動場等のうち、耐震性を満たしていないと診断された21棟のものについては平成27年度までに耐震化及び全面的な改修を完了しました。



一方、平成27年度末時点で建築後25年以上を経過した未改修の建物は36棟と、全体の約45%を占めているため、平成28年度から耐震性を満たしている鉄筋コンクリート造の老朽化した校舎等について全面改修を行っています。今後は令和2年度に策定する「学校施設長寿命化計画」を基に年次的に全面改修を行っていく計画です。

また、耐震性の判定対象とならなかった老朽化した木造校舎についても、平成30年度に伊崎田小・中学校の特別教室棟を、小中一貫校設立に合わせ建て替えを行い、令和元年度には特例交付金を活用し、市内全小・中学校の全普通教室に空調機の整備を行うなど、その時機に応じた施設整備を行ってきました。

今後は更に、学校施設の老朽化対策を進める上で、劣化した施設を単に建設時の状態に戻すだけでなく、トイレ洋式化の促進等を含め、時代のニーズに対応した施設の整備を図る必要があります。

学校施設は、子どもたちの学習や生活の場であるとともに地域コミュニティの中心であり防災拠点の役割も果たすことから、安全かつ安心な環境を確保することが必要であるため、大規模改修による非構造部材の耐震化、経年劣化による建物部材の落下防止、電気・ガス・水道の配管設備等の安全対策を施すとともに、屋外運動場の排水性の改善等も行いながら、学校施設全体の耐久性及び安全性を確保し、教育環境の整備を促進させます。

■ プロジェクト推進計画

R2年度

「学校施設長寿命化計画」の策定

R2年度～R6年度（予定）

事業実施（実施設計→改修工事）

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
伊崎田小・中学校特別教室棟建替え事業完了	市内各小・中学校普通教室エアコン整備事業完了	従来計画に基づく学校施設老朽化改修事業実施予定	学校施設長寿命化計画に基づく老朽化改修事業実施予定	学校施設長寿命化計画に基づく老朽化改修事業実施予定	学校施設長寿命化計画に基づく老朽化改修事業実施予定	学校施設長寿命化計画に基づく老朽化改修事業実施予定
	学校施設長寿命化計画策定業務調査実施		計画策定			

■ 具体的な取組

1 長寿命化計画における老朽化改修順位の決定

- (1) 令和元年度に未改修の建物を中心とした、市内各学校の校舎、屋内運動場の現況調査を行い、基本的に建築年次を優先した改修計画を、令和2年度に策定いたします。
- (2) 建築年次が同じものは、外壁モルタル落下の危険性が高いもの及び過去の改修実績がないものを優先します。

2 事業実施の手法

耐震補強が不要であった未改修の老朽化学校施設について、上記1により優先順位を付して学校施設長寿命化計画を基に、年次的に改修事業を実施します。

プロジェクト2	学力向上対策プロジェクト	学校教育課
---------	--------------	-------

■ プロジェクトの概要

志布志市はその地名の通り、志あふれるまちづくりを目指しており、高い目標を定め、人のため、郷土のために活躍する人材の育成に力を入れています。学校教育においては、学力向上を目指した「志布志市確かな学力向上第2ステージ全体構想図」(別紙参照)に基づき、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成を図っていきます。また、教育は、地域や家庭など子どもを取り巻く全ての環境の中で行われるものであり、子どもたちに関わる全ての市民が学力向上に対する思いを一つにして学びの環境を整えていくことが必要です。

そこで、教育委員会では新学習指導要領に基づく「志布志の授業モデル」(別紙参照)を浸透させるとともに、本市児童生徒の学力の実態をきめ細かに分析をすることにより、今後、学校、家庭及び地域がそれぞれの立場から支援すべきことを明らかにしていきます。また、家庭及び地域が学校教育における学びを支援する体制づくりについても推進していきます。

■ プロジェクト推進計画

I <令和2年度～令和6年度>

- 本市児童生徒の学力の実態把握・分析
- 「志布志市確かな学力向上第2ステージ全体構想図」を基にした授業モデルの浸透

II <令和5年度～令和6年度>

- 事業内容の検討と改善



理科の学習(尾野見小学校)

■ 具体的な取組

1 管理職の意識改革と実行力を高めるための方策

- (1) 年間を通じた管理職のリーダーシップとマネジメント研修の実施
- (2) 学力向上委員会の運営と管理職による指導助言の仕方の共有
- (3) 分析方法、具体策等を共有し、市全体や中学校区ごとに共通実践事項を決めての実践(チーム志布志としての学力向上共通実践)

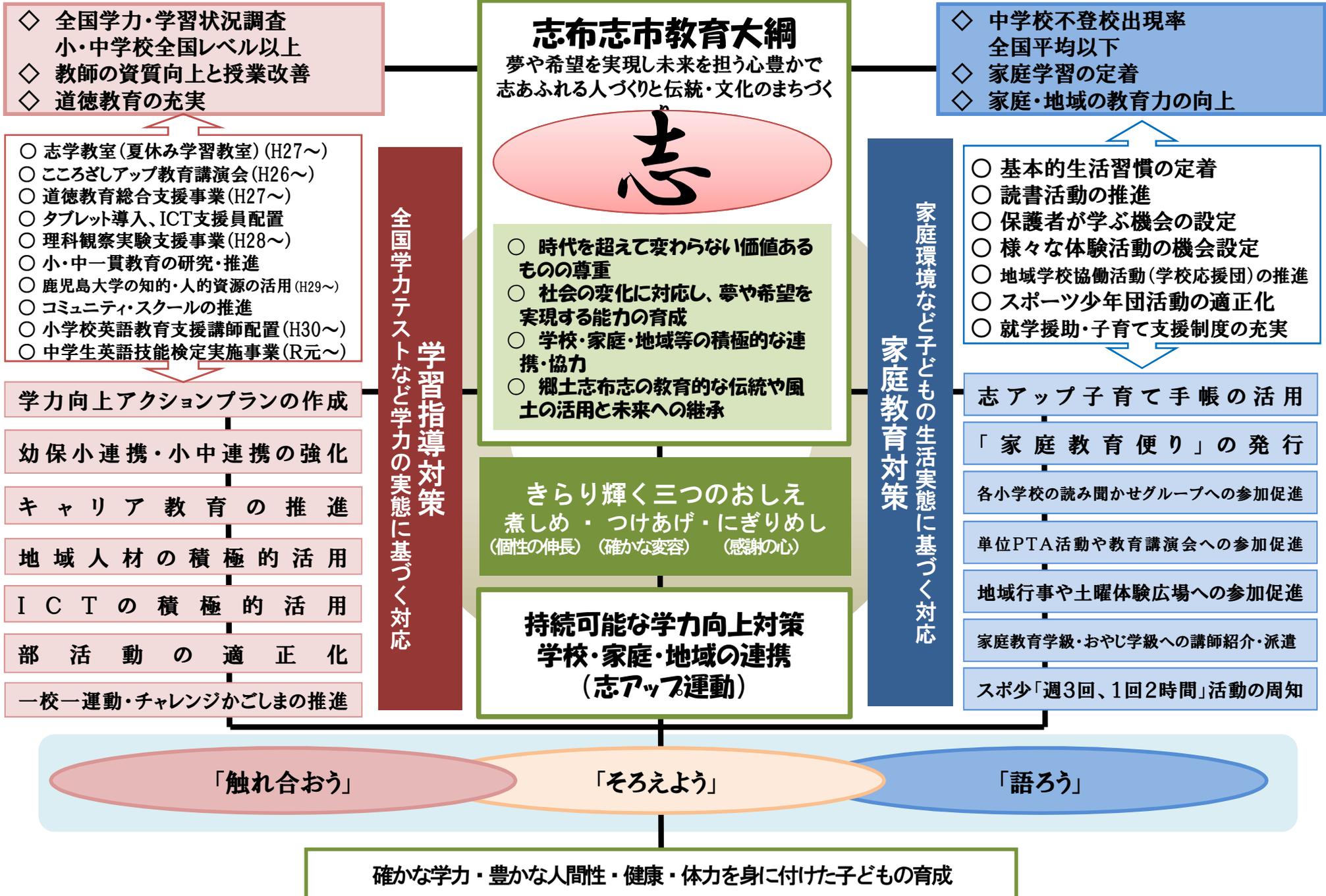
2 教師の指導力を高めるための方策

- (1) 指導主事等による授業づくりサポート(授業づくりからの関わり)
- (2) 個に応じた指導の工夫(少人数指導やTT指導の導入)
- (3) 鹿児島大学教授等及び学生の活用
- (4) 授業を通じた校内研修の充実及び校外研修会への意図的・計画的参加
- (5) 「よか問」や「学力向上Web問題」「過去問題」「過去高校入試問題」の積極的な活用
- (6) 家庭学習ノート活用による家庭学習の質と量の確保

3 家庭や地域との連携を強化するための方策

- (1) 「キャリア教育体系図」(別紙参照)に基づくキャリア教育の推進(家庭・地域との連携)
- (2) 小中9年間を見通した家庭学習(質と量)の系統化(保護者、地域への説明)
- (3) スポ少活動、部活動と家庭学習の両立策(休養日や練習時間等の厳守)
- (4) PTA活動と連動させた「ノーメディアタイム」「早寝・早起き・朝ごはん」の取組による学習習慣、基本的な生活習慣の改善(アンケート、フィードバック等)
- (5) ネット依存、ゲーム障害等の予防策(保護者を対象にしたスマホ安全教室、数多くの保護者が集まる就学時検診、入学説明会等時に実施して啓発)
- (6) 志アップ子育て手帳の活用(学級PTA、家庭教育学級等での積極的な活用)

志布志市確かな学力向上第2ステージ（R2～R6）全体構想図



志布志市キャリア教育体系構想図



志布志の授業モデル

<学びの5か条>

1 時間前に着席する。 2 背筋を伸ばす。 3 しっかり聞く。 4 進んで発表する。 5 学習用具を準備する。

過程	学習の流れ	留意点
導入 (10分)	課題の生み出し「なぜ」	
	1 事象提示や教師の発問により、興味関心をもつ。 2 めあてを確認し、目的意識をもつ。 3 見通しをもつ。	○ 事象提示や発問は、具体物、既習事項とのずれ、適度な困難さを考慮する。 ○ ICT活用による視覚に訴える事象提示をする。 ○ 児童生徒のつぶやきを取り上げ、問いにつなげる。 ○ まとめとの整合性が図られためあてを設定する。 ○ 目的意識をもたせるために疑問形とする。(板書) ○ 見通しの観点 ・方法(～を利用しよう) ・結果(～になりそう) ・時間(～の順番で進めよう)
展開 (小25分・中30分)	試行してみる「こうかな」	
	4 一人で考えて、ノートにその考えを書いてみる。 → 自分の考えをもつ。 → 自分の分からないことを知る。	○ 指示は短く、明確にする。 ○ 終わったら何をするか指示しておく。 ○ 個に応じたヒントカードを配付したり、助言したりする。
	学び合う「ああだこうだ」	
	5 ペアやグループ学習で考えを交流する。 → 全員に発言の機会を与える。 → 自信をもたせる。 → 思考を整理する。 → 多様な考えに出会う。(比較する) 6 学級全体で話し合う。 → 考えを深め、発展させる。 → 解決した達成感を味わう。	○ ペアやグループで話し合う視点を説明してから話し合わせる。 ・「みんなの意見を一つにまとめてごらん。」 ・「いくつの考えがあるか話し合おう。」 ・「相手に分かりやすく伝えよう。」 ○ 児童生徒の考えを最後までしっかり聞く。 ・教師による揺さぶり、切り返しの発問 ・発表話型の活用 ・KR情報の活用 ○ 事前の机間指導により意図的に指名する。 ○ ICTを活用して発表をさせる。
終末 (10分)	まとめる「分かった」	
	7 学習を振り返り、本時のまとめを板書する。	○ まとめにつながる発言は、板書に残しておく。 ○ 発達段階に応じて、自分の言葉でまとめることができるようにする。
	確かめる「できた」	
	8 練習・発展問題をする。 (問題用紙のファイル化、ノート貼付)	○ 習熟を確かめる問題と発展的な問題を準備する。(個に応じる) ○ 家庭学習への意欲付けを図る。

思考を促す発問
・ 思考を深める発問
・ 思考を揺さぶる発問

かごしま学校応援団の推進

学校支援ボランティア活用によるメリット

- <学 校> 学校を知ってもらうことにより、地域との連帯感が生まれる。
- <子 ども> きめ細やかな支援を受ける。地域の良さに気付く。
- <地 域> 我が地域の学校を支えることによる有用感を得られる。

推進のための手立て

- 各学年の教科指導等において、ニーズを集約し、年間指導計画に明記する。
- 学校応援団推進のためには
 - ・ ボランティア人材の地域への募集
 - ・ 「志布志まちづくり出前講座」の活用(教育委員会生涯学習課生涯学習係)
 - ・ 「生涯学習まちづくり知恵袋伝承事業」の活用(NPO法人志布志生涯学習センター)

プロジェクト3	総合型地域スポーツクラブ創設プロジェクト	生涯学習課
----------------	-----------------------------	--------------

■ プロジェクトの概要

新しい地域スポーツの仕組みとして、本市に総合型地域スポーツクラブを創設します。

総合型地域スポーツクラブとは、人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブです。

全国には3,600弱の組織がありますが、本市においては、まだ設立された組織がなく、鹿児島県内の市町村でも、設立に時間を要しているほうであり、クラブの設立は本市の課題となっております。

総合型地域スポーツクラブって何？

地域の住民自らが主体となって運営する会員制のスポーツクラブのこと。

- ① 子どもから高齢者まで…【多世代】
- ② 様々なスポーツを愛好する人々が…【多種目】
- ③ 初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる…【多志向】

■ プロジェクト推進計画

- 1 年齢や性別、障がい等を問わずスポーツを通じた体力や競技力の向上と健康増進を図り、相互のふれあいや交流を深めるため、誰もが気軽に参加できる生涯スポーツを提供する環境として、総合型地域スポーツクラブの設立を目指します。
- 2 市民が多様なスポーツ活動に取り組めるよう、総合型地域スポーツクラブに、指導者の養成や団体の育成を行う機能を備えます。
- 3 総合型地域スポーツクラブの設立、運営を通して、令和6年度には、市のスポーツ施設の利用者を485,000人、週1回以上スポーツを行っている成人の割合を65%にします。

	R元	R2	R3	R4	R5	R6
総合型地域スポーツクラブ 設立・運営の流れ	推進員の配置	推進員の配置	クラブの設立	クラブの経営・運営	クラブの経営・運営	クラブの経営・運営 クラブ経営の振り返り・評価
施設利用者 (目標値)	480,000人	481,000人	482,000人	483,000人	484,000人	485,000人
週に1回 スポーツを実施する成人 の割合	40%	45%	50%	55%	60%	65%

■ 具体的な取組

- 1 市スポーツ推進委員や、市スポーツ審議会において、総合型地域スポーツクラブに関する必要性・重要性を周知するとともに、本市の実情に合った、持続可能な組織のあり方に関する調査研究・情報収集をします。
- 2 各種競技団体における組織運営上の問題点等を洗い出し、競技の垣根を越えた本市の生涯スポーツの現状を把握し、総合型地域スポーツクラブの設立に寄与します。
- 3 設立後の総合型地域スポーツが安定して運営できるように指導するとともに、必要な支援を図ります。

プロジェクト4

名勝志布志麓庭園整備プロジェクト

生涯学習課
文化財管理室

■ プロジェクトの概要

近世時代の名勝庭園である、天水氏庭園、平山氏庭園、福山氏庭園の3つは、「志布志麓庭園」として国指定を受けており、その保存と活用を目的として整備を行います。

また、国登録の名勝庭園である、清水氏庭園、鳥濱氏庭園も含めて、「続日本百名城」に選定された志布志城跡、「日本遺産」に認定された志布志麓などの歴史的文化遺産の活用を図ります。

■ プロジェクト推進計画及び実績

- H25年度 福山氏庭園公有化事業
- H29年度 福山氏庭園武家門実測等解体調査工事
福山氏庭園主屋屋根解体調査工事
- H30年度 福山氏庭園主屋屋根解体調査工事
- R1年度 福山氏庭園主屋保存修理等工事
天水氏庭園公有化事業
- R2年度 福山氏庭園主屋保存修理等工事
- R3年度 福山氏庭園主屋保存修理等工事
- R4年度 福山氏庭園文化財庭園修復等工事
及び公開開始（予定）



国指定名勝福山氏庭園

■ 具体的な取組

- 1 歴史的文化遺産の保存
 - (1) 歴史的文化遺産は一度失うと二度と戻らないものであることから、その適正な保存を図ります。
 - (2) 市民の歴史的文化遺産の保護に対する社会的気運を高めるため、市民が見て、知る機会を創出します。
- 2 文化性の高い空間と人々の交流の場の形成
 - (1) 地域の魅力を高めるため、風致性に優れた文化の香り高い空間を形成していきます。
 - (2) 歴史的文化遺産を活用し、市民をはじめ国内外の人々が集い、交流できる場の形成し、地域活性化を図ります。
- 3 地域住民や他の行政分野との連携の推進
 - (1) 歴史的文化遺産を活用したイベントなどの開催を推進することによって、地域との連携協力を図ります。
 - (2) 歴史的文化遺産の保存・活用を推進するだけでなく、観光、道路、公園など他の行政分野との連携を図りながら、歴史のまちづくりとして、全庁的な取り組みを推進します。

第6章 施策の総合的かつ計画的な推進のために

1 教育行政の着実な推進

今日、教育委員会制度の様々な課題が指摘される中、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化等を図るため、総合教育会議の設置と大綱策定を首長の権限とし、本会議において首長と教育委員会が協議・調整することにより教育に関する施策の方向性を共有しながら本市の教育振興に努めてまいります。また、市民の教育行政に対する理解と信頼を一層深めるために、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨に則り、教育委員会の会議・開催日時・議決事項等を原則公開するとともに、広聴・広報活動の充実を図ることにより開かれた教育行政の推進に努めます。

**2 関係機関・関係課との連携・協力**

本市の多くの教育課題に対応するためには、学校はもちろん、福祉機関や各種教育機関、警察等関係機関との連携・協力が必要です。

また、この計画の着実な実行を図るためには、教育委員会のみならず、福祉、保健等を担当する市長部局の関係課との連携・協力が必要です。

3 県・国との連携・協力

学校教育をはじめ社会教育や生涯学習に関する取組については、生活範囲の広域化や交通網の整備などから、近隣市町村との連携・協力なくしては推進が困難であるなど、その関係は大きいものとなっています。

これまで、それぞれの役割分担のもと、一体となって教育行政を推進しているところですが、今後も、お互いに課題を共有し、情報交換を行うなど、より連携を深めていくことが必要です。

今後、地方分権が更に進展することが予想される中にあっても、教育委員会として、主体的に判断し、より一層積極的な教育行政の推進に努める上で、国や県との連携・協力は不可欠です。

4 新たに検討が必要となる事項への対応

本計画は、5年間に取り組む施策等について盛り込んでいますが、計画期間中に対応すべき新たな課題が発生し、計画に盛り込む必要性が生じるなど計画の見直しが必要となった場合には、計画途中に見直しを行い、その一部を改訂するなど柔軟に対応する心構えが必要です。

5 計画の進行管理

この計画を着実に推進するためには、事業の点検とその結果のフィードバックが不可欠です。そのため、実施した施策について、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)のPDCAサイクルにより、適応性や目標達成度、有効性の観点から自己点検・評価を行い、かつ、市民に公表し、市民の意見の把握・反映等に努め、次年度以降の進行管理を行うことが必要です。

附属資料

- 1 志布志市教育委員会外部評価委員会設置規程・・・・・・・・・・・・・・ 69
- 2 志布志市教育委員会外部評価委員会での意見・要望・・・・・・・・・・・・ 70
- 3 志布志市教育振興基本計画案に対するパブリックコメント
（意見募集）の結果について・・・・・・・・・・・・・・ 72

志布志市教育委員会外部評価委員会設置規程

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第2項の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行うに当たって、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、志布志市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 志布志市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務の点検結果の評価に関すること。
- (2) 教育委員会委員の活動状況の点検結果の評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年3月26日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

志布志市教育委員会外部評価委員会での意見・要望について

	御意見等の要旨	市の考え方
1	高度情報化の進展について、今はインターネットですぐに検索でき、煩わしいことや面倒くさいことを省けるが、子どもたちは辞書で調べたりはするのか、学校に辞書等は持っていくのか。(3頁)	小中学校では辞書を使っている。学習指導要領の中には辞書の使い方が盛り込まれている。
2	不登校児童生徒数について、小学校でも不登校だったが、中学校でも不登校であった子の状況はどうか。(8頁)	掲載している数字は全体数であるので、新規や継続案件も含まれている。小学校段階では病休と認知し、中学校では不登校と捉える場合もある。小学校から中学校に進学するときに小学校段階での認識をしっかりと引き継がれるよう認識を深めていかなければならない。
3	栄養教諭とは何か。(26頁)	本市には、現在3名給食センターに配属されている。各学校に担当が割り振られており、給食の献立を考案することと併せて、学校で食育についての指導を行っている。管理栄養士の資格と教諭の免許を持ち、児童生徒への指導ができる者である。
4	安全な学校給食について、アレルギー疾患のある児童生徒へ代替食を提供しているが、どのくらいの数か。(46頁)	50食ほど提供している。診断書に基づきアレルギー物質を特定のうえ代替食の申請を頂いている。栄養士が献立を作る場合に、その材料にアレルギー物質が含まれていた場合には、他のものに切り替えて代替食として提供している。
5	安心・安全な環境づくりについて、全国的に報道も絶えずあるが「本市においても、声かけ事案が発生している」とある。最近本市において大きな事案等があったか。(50頁)	事案が発生したときには、安心・安全メールというものがあり、それで警察から提供を受けた情報を保護者に一斉に流すというシステムがある。全員登録されてはいないが、近隣でも重大事件があった時には、それを使い一斉に流し、集団下校等の対応を図った事例もある。
6	ポータマラソンを削除したのは、参加者が少ないためか。(55頁)	鹿児島マラソンと開催日が重なったため、その年から極端に参加者が少なくなった。体育協会の理事の方々とも協議をし、ジョガー駅伝に力を入れていくということで昨年度で終了した。
7	トイレ洋式化はどのような状況か。また、グラウンド整備の各学校の状況はどうか。(60頁)	トイレ洋式化については、各学校少しずつではあるが行っている。市の振興計画の中でも目標値を定めながら、小中学校のトイレ洋式化を進め、平成27年度26.5%である。目標値は令和3年度までに50%を計画しているが、その間、空調機の設置や伊崎田中学校特別教室棟等の大きな事業費を伴う事業があり、現在若干進捗が遅れている。 グラウンドについては、年次的に小中各1校というかたちで整備をしてきた。今年は志布志小学校を整備した。こちらも振興計画に

		<p>において屋外運動場等の排水等に関する整備で市内15校を令和3年度までに整備をする方向で進めている。</p>
8	<p>教育委員会、学校関係の方、先生方、今本当に大変である。一番大事な学力向上と生活面等、気が抜けない仕事かと思う。自分が教師だったら息が詰まりそうな感じで、本当に頑張ってくださいとお伝え願いたい。(61頁)</p>	<p>学校現場では働き方改革が進められており、教員の勤務時間の適正化を図ろうとしているところである。学校・家庭・地域が、それぞれ責任をもって役割を担うことにより、教員の働きやすい職場環境づくりに御理解と御協力をいただきたい。</p>
9	<p>志布志の授業モデルについて、これを徹底していただければ、何処の学校も学習のしつけがきちんと出来るのではないかと思った。授業の最後に少しでも今日のことを振り返って感想でも言える時間があればと思った。今日の授業の反省、自己評価を一人二人言わせるとか等、一番最後にあれば、教師にも自らを反省する時間にもなるのではと感じた。(64頁)</p>	<p>各種学力調査において、県・国の平均値を上回ることを目指して、授業改善に努めている。特に、授業の終末段階において、一時間の学習を振り返ってまとめることにより、確かな学力の定着が図られるように、全小・中学校で取り組んでいるところである。</p> <p>今後も、確かな学力の定着のために必要な最後のまとめの時間を確実に確保できるような授業づくりに努めていきたい。</p> <p>また、学校評価において、教員自身も保護者や児童生徒に評価をしてもらうことにより、教員の授業力向上を図るようにしたい。</p>
10	<p>学びの5か条等を、教室の前に設営することはできないか。教室の後ろの設営は立派だが、教室の前に掲げてある校歌や指針等は古いままである。(64頁)</p>	<p>特別支援教育の観点から、教室前面の掲示物等は最小限にとどめて、授業に集中できる教室環境を整えるようにしているところである。ただし、年数の経った古い掲示物については、新しいものに更新させるようにする。</p>
11	<p>「学級全体で話し合う」の留意点に「教師による揺さぶり、机間指導により意図的に指名する」とあるが、県民週間での学校訪問で今回これを特に感じた。教師として今日の授業のなかでどうしてもあの子の定着度はどうなのか、という意図を持った指名をできる余裕がほしい。大事なことだと思った。特に道德教育は心の問題であり大事なことだと思う。(64頁)</p>	<p>教員は、日頃から児童生徒の観察、授業中のつぶやきやノート指導において、個々の特性や理解度、考え方などを把握して、それを意図的に生かしながら授業を構成する力が必要である。特に若い教員は、先輩教員の教えやたゆまぬ自己研鑽により、授業力を身に付け、学力向上や心の教育に取り組ませたい。</p>
12	<p>庭園については、建屋が古い場合、危険に対する呼びかけ等安全に対する配慮も必要だと思う。平山氏庭園の場合、家そのものは朽ち果てて風の強い日など気になる。ちょっとした呼びかけは必要かもしれない。(66頁)</p>	<p>平山氏庭園の建屋について老朽化が進んでいることは認識しているが、個人所有であり自己負担を伴う修繕は難しい状況である。</p> <p>今後、建屋の老朽化に伴う危険性については呼びかけしていきたい。</p>
13	<p>「地域住民や他の行政分野との連携の推進」とあるが、ここが一番大事と考える。志布志の観光を考えたときに一番弱いところは外から人を呼び込むという点である。本当に後一步のところの魅力があるのに、女性客が来るのには、ちょっとここに買物をするところがあれば、お茶をするところがあればという、今少しずつ手を加えて駐車場もできた</p>	<p>令和元年度、志布志麓が日本遺産に認定され、パンフレット・案内板作成等、魅力発信事業に推進しており、今後、観光客が増加していくと考えている。</p> <p>文化財保護部局と港湾商工課、市観光特産品協会等とも横断的な連携を推進しながら、魅力ある観光地まちづくりを推進していく。</p>

	<p>り、お茶をするところも結構若い経営者がいるんなどころでしているが、日常的に活用できるような遺産を、福山氏の庭園もきちんと整備され公開ができるように凄く楽しみにしている。大変な予算がつかないとできないので、やっとそうなるのかなと思って嬉しい思いである。市としても人口減少は否めないことなので、観光の面でも活用がなされることに期待する。(66頁)</p>	
14	<p>心の問題として人権について、子どもでも大人を見る洞察力は凄い。相手のことを想像するという、こう言ったらこういう気持ちになるよねという想像する力を育てほしい。やはり、先生たちも忙しいが、一番近くにいる先生が子供を認め、何ができるこれがすごいということではなく、まずその子を認めてあげるといところからはじまると思う。子どもはそれで救われ、学校に行きたいと思、消極的な子がいても、その子を認めてあげるといことは言葉でもあるし、スキンシップもあるだろうし、そういったことはとても大事で、思いやりというのは想像するところから生まれる。志布志は思いやりのまちということで力を入れているので、想像してごらんという、こうしたらどうかなというところを先生が日常的にしてあげてを、期待している。指導する立場であることを忘れないで、意識して、こうしたら子どもはこう思うなと思ったときは、これはこうしたらいけないなと思ったときは意識して子どもの前では前に立ってほしいなと思う。(20頁)</p>	<p>人権教育は全ての教育の基本であるという基本認識の下、市内全小・中学校において、重点的に人権教育に取り組んでいるところである。また、人権教育については、教職員による研修を毎年継続して行っており、高い人権意識をもちながら子どもたちの教育活動を行っている。</p> <p>また、児童生徒を深く理解し、子どものよさや可能性を引き出すとともに、受容的・共感的な人間関係づくりを進めることにより、児童生徒が自尊感情を高められるように、教職員が関われるようにしていきたい。</p>

志布志市教育振興基本計画案に対するパブリックコメント（意見募集）の結果について

- 意見の募集期間 令和元年11月11日～12月10日
- 実施結果
意見の提出者数及び提出件数 無

第2次志布志市教育振興基本計画
前期基本計画

令和2年度～令和6年度

発行 令和2年3月

鹿児島県志布志市教育委員会

印刷 株式会社志布志新生社印刷
